

自己点検・評価報告書

2013年 4月 1日

関西学院大学大学院司法研究科

第1 法科大学院の基本情報	1
第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス	3
第3 自己点検・評価の内容と結果	4
第1 分野運営と自己改革	4
1-1 法曹像の周知	4
1-2 特徴の追求	6
1-3 自己改革	9
1-4 法科大学院の自主性・独立性	12
1-5 情報公開	14
1-6 学生への約束の履行	17
第2 分野入学者選抜	19
2-1 入学者選抜〈入学者選抜等の規定・公開〉	19
2-2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開〉	23
2-3 入学者の多様性の確保	25
第3 分野教育体制	28
3-1 教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉	28
3-2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉	30
3-3 教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉	32
3-4 教員体制・教員組織〈教員の年齢構成〉	34
3-5 教員のジェンダーバランス	35
3-6 担当授業時間数	36
3-7 研究支援体制	39
第4 分野教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	42
4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1） 〈FD活動〉	42
4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2） 〈学生評価〉	46
第5 分野カリキュラム	50
5-1 科目構成（1）〈科目設定・バランス〉	50
5-2 科目構成（2）〈科目の体系性・適切性〉	53
5-3 科目構成（3）〈法曹倫理の開設〉	57
5-4 履修（1）〈履修選択指導等〉	58
5-5 履修（2）〈履修登録の上限〉	61
第6 分野授業	63
6-1 授業	63
6-2 理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉	73
6-3 臨床教育（2）〈臨床科目〉	76
第7 分野学習環境	81

7-1	学生数（1）〈クラス人数〉	81
7-2	学生数（2）〈入学者数〉	83
7-3	学生数（3）〈在籍者数〉	85
7-4	施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉	86
7-5	施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉	89
7-6	教育・学習支援体制	92
7-7	学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉	94
7-8	学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉	98
第8分野	成績評価・修了認定	101
8-1	成績評価〈厳格な成績評価の実施〉	101
8-2	修了認定〈修了認定の適切な実施〉	106
8-3	異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉	109
第9分野	法曹に必要なマインド・スキルの養成	111
9-1	法曹に必要なマインド・スキルの養成〈法曹養成教育〉	111

別紙学生数及び教員に関するデータ

別紙教員個人調書

第1 法科大学院の基本情報

1. 大学(院)名 関西学院大学大学院
2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 司法研究科法務専攻
3. 開設年月 2004年4月

4. 当該大学院課程の教学責任者

氏名 川崎 英明
所属・職名 司法研究科・教授(研究科長)
自己評価・FD委員会コンビーナ
連絡先 〒662-8501
西宮市上ヶ原一番町1-155
関西学院大学大学院司法研究科
電話: 0798-54-6339

5. 認証評価対応教員・スタッフ

- ①氏名 荏原 明則
所属・職名 司法研究科・教授
役割 副研究科長・研究科長室委員会委員
連絡先 同上
- ②氏名 永田 秀樹
所属・職名 司法研究科・教授
役割 副研究科長・研究科長室委員会委員
連絡先 同上
- ③氏名 豊川 義明
所属・職名 司法研究科・教授
役割 研究科長室委員会委員
連絡先 同上
- ④氏名 亀井 尚也
所属・職名 司法研究科・教授
役割 自己評価・FD委員会サブ・コンビーナ
研究科長室委員会委員
連絡先 同上
- ⑤氏名 西尾 幸夫
所属・職名 司法研究科・教授
役割 自己評価・FD委員会委員
連絡先 同上
- ⑥氏名 曾和 俊文
所属・職名 司法研究科・教授
役割 自己評価・FD委員会委員、前研究科長

- 連絡先 同上
- ⑦氏名 堤 龍弥
所属・職名 司法研究科・教授
役割 自己評価・FD 委員会委員
連絡先 同上
- ⑧氏名 宇多田勉
所属・職名 司法研究科・事務長
役割 自己点検・評価の事務責任者
連絡先 同上
- ⑨氏名 岸本 稔
所属・職名 司法研究科・総合主管
役割 自己点検・評価の事務担当者
連絡先 同上

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

1 本法科大学院は、2010年5月開催の教授会において日弁連法務研究財団による第2回認証評価を受けることを決定した。2011年12月開催の第66回関西学院評価推進委員会にて当財団にて認証評価を受けることが承認された。

2 2012年度自己評価・FD委員会（委員：川崎英明科長・教授、亀井尚也教授、曾和俊文教授、西尾幸夫教授、堤 龍弥教授）の編集責任のもとで、以下のスケジュールで自己評価・点検報告書を作成した。

①教員個人調書の作成スケジュールは研究科長室委員会を経て、2012年7月11日の教授会で決定し、2012年7月12日に作成依頼を行った。

②2012年9月19日開催の自己評価・FD委員会にて、自己点検・評価報告書の作成分担と作成手順の検討を行い、分担を決定した。2012年10月17日の教授会で正式に決定し、10月22日に依頼を行なった。

③2012年10月26日開催の自己評価・FD委員会にて、教員対象アンケート「教員の研究教育環境に関するアンケート」の実施について検討し、10月29日付で本研究科専任教員および任期制実務家教員を対象に実施した。

④執筆担当者から提出された自己点検・評価報告書の原稿は、2013年1月16日、1月23日開催の自己評価・FD委員会にて検討を行い、必要な加除訂正を行い、原案を2月13日の研究科長室委員会に提出した。

⑤各教員から提出された教員個人調書は、1月23日開催の自己評価・FD委員会にて確認を行い、2月1日に法務研究財団へ提出した。

⑥研究科長室委員会において、2月13日、3月4日に自己点検・評価報告書原案の検討を行い、3月4日の教授会に提案し承認後、3月22日の関西学院評価推進委員会で承認され、法務研究財団へ提出した。

第3 自己点検・評価の内容と結果

第1分野 運営と自己改革

1-1 法曹像の周知

(評価基準) 養成しようとする法曹像が明確であり、関係者に周知されていること。

1 現状

(1) 養成しようとする法曹像

本法科大学院は、法曹三者という高度専門職業人の養成に特化した専門職大学院として、専門的な知識を修得するとともに、豊かな人間性や責任感、高度な倫理観を養い、社会に貢献しうる法曹を養成することにより、21世紀の法曹界を支えていくことを理念とする。この理念のもと、「人権感覚豊かな市民法曹」、「企業法務に強い法曹」、「国際的に活躍できる法曹」という3本柱の法曹像を明示して、そうした法曹の養成を目指している。この3本柱の下での法曹養成に際しては、一般的に要求される法曹としての基本的能力や資質はもちろんのこと、法的問題の多様化・専門化・国際化に対応できる能力を備え、さまざまな局面で、スクール・モットーの《Mastery for Service》を体現し、社会に貢献するという使命感の涵養を重視している。

(2) 法曹像の周知

ア 教員への周知

本法科大学院の多くの教員が文部科学省の形成支援プログラムや教育推進プログラムの下に開催されたシンポジウムに参加して、本法科大学院の理念や法曹像について議論を重ねてきているので、十分に周知されている。また、(専任教員で構成される)教授会や(任期制教員を含む拡大教授会としての)カリキュラム委員会での教育内容やカリキュラムに関する議論を通じて、また自己評価・FD委員会等の議論を通じて、十分に周知されている。

イ 学生への周知

本法科大学院ホームページ(以下、ホームページ)¹および法科大学院パンフレット(以下、パンフレット)²において上記の3本柱の法曹像を明記し、本法科大学院が目指す上記のような法曹像を掲げている。入学前ガイダンス(2012年度は3回開催)や入学式における研究科長式辞、そして入学後のオリエンテ

¹法科大学院ホームページ <http://www.kwansei.ac.jp/law_school/>

²資料 A2 関西学院大学法科大学院パンフレット

ーションでも、本法科大学院が目指す法曹像について説明し、周知をはかっている。また、履修科目選択・進路選択等の指導・助言や学生に対する講演会などを通じての周知にも留意している。

ウ 社会への周知

ホームページやパンフレット、関西学院大学ロースクール入学試験要項（以下、入試要項）³において「理念・目的・教育目標」や法曹像、そしてアドミッション・ポリシーを掲載し周知をはかっている。また、学内外で法科大学院説明会を積極的に開催し、本法科大学院が目指す法曹像を伝え、周知をはかっている。また、文部科学省の形成支援プログラムに採択された「模擬法律事務所による独創的教育方法の展開」（2004年4月から2007年3月）による3回の国際シンポジウムと1回の国内シンポジウムの報告集4冊の出版⁴に続く形で、上記の教育推進プログラムによる公開研究会の報告集として、「ロースクール教育の新潮流」（2009年1月）⁵と「市民が参加する刑事シミュレーション教育」（2009年3月）⁶を出版した（いずれも関西学院大学出版会）。

（3）特に力を入れている取り組み

特になし。

（4）その他

特になし。

2. 点検・評価

「養成しようとする法曹像」は明確である。また、周知も十分になされている。

3 自己評定

A

4 改善計画

今後も本法科大学院の法曹像を学内外に周知することに努める。

³資料 A7 2013 年度関西学院大学ロースクール入学試験要項

4 『模擬法律事務所はロースクールを変えるか—シミュレーション教育の国際的経験を学ぶ—』

『よき法曹を育てる—法科大学院の理念とシミュレーション教育—』

『変わる専門職教育—シミュレーション教育の有効性—』

『正義は教えられるか—法律家の社会的責任とロースクール教育—』

5資料 A31 『ロースクール教育の新潮流』

6資料 A32 『市民が参加する刑事シミュレーション教育』

1-2 特徴の追求

(評価基準) 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

1 現状

(1) 本法科大学院の特徴

本法科大学院は、スクール・モットーである《Mastery for Service》を体現し、社会に貢献しうる法曹の養成を目的として、「人権感覚豊かな市民法曹」、「企業法務に強い法曹」、「国際的に活躍できる法曹」、の養成をその柱としている。この目的実現のために、以下のような特徴ある取り組みを行っている。

(2) 特徴を追求・徹底するための取り組み

ア 多彩な授業科目の開講

上記3本柱の法曹の養成に対応できるようにするために、基礎法学・隣接科目群や展開・先端科目群（「企業法務科目」、「国際関係科目」、「現代社会と法関係科目」の3分野からなる）として多彩な科目を約50科目開講している。

イ 多数の実務家教員

法曹養成を目的とする専門職大学院として、実務家の観点からの教育は不可欠であり、可能な限り多くの実務家教員を招聘し教育にあたっている。2013年度では、みなし専任教員を含む全専任教員32名中実務家教員は16名であり（派遣裁判官1名を含む）、研究者教員と実務家教員とが同数である。また、非常勤・兼任教員を含めれば実務家教員は37名であり、全教員77名の約半数となっており、実務家教員の構成比率は高い。

ウ 少人数教育

教育効果を高めるために、可能な限り複数クラスを開講し少人数教育を実施している。たとえば、2012年度では、1年次の法律基本科目は2クラス（1クラス15名程度）、2年次の法律基本科目（演習科目）と実務基礎科目（必修科目）は6クラス（1クラス10名程度）で開講している⁷。

エ 市民ボランティアとしての模擬依頼者 (Simulated Client)

「1-1 法曹像の周知」で記述した文部科学省の形成支援プログラムや教育推進プログラムの成果である「先進的シミュレーション教育手法」を具体化して、民事ローヤリングの授業で、市民ボランティアによる模擬依頼者 (Simulated Client、以下、SC) として授業に参加してもらう制度を実施して

⁷ 資料 A19 履修者数一覧

いる。他の法科大学院にはない本法科大学院固有の教育手法であり、学生が市民感覚を体感する良き機会となっている。

オ 国際的に活躍できる法曹

「国際的に活躍できる法曹」を養成するため、アメリカのロースクール（5大学のロースクール）と提携して派遣留学制度を整備するとともに、「英米法総論」（2単位）を必修としている。また、特別入試制度の中で、外国語に強い学生の入学を図っている⁸。これまで派遣留学制度により留学した学生は2名である。

カ 豊かな人間性

「豊かな人間性」を涵養するために、スクール・モットーである《Mastery for Service》（「奉仕のための練達」）の理念をさまざまな教育の場で追求し、上記の文部科学省の形成支援プログラムや教育推進プログラムにおいて研究・議論してきた「正義」教育や「よき法曹」教育の意義を広く社会に公表するとともに、学生に対しても入学時や学生との意見交換会・懇談会のほか、各授業での実践を通して、スクール・モットーに根ざした法曹のあり方を積極的に提起している。また、基礎法学・隣接科目群の修了必要単位数を6単位、展開・先端科目群の修了必要単位数を16単位として幅広い学習を求めるとともに、毎週1回行われるチャペルへの参加を促している。

キ 講演会の開催

豊かな人権感覚と人間性を涵養するために、先輩法曹を招いての講演会を実施している。直近の講演会としては、「原発訴訟と裁判所～東日本大震災に、法律家として何ができるか？～」（講師：井戸 謙一弁護士、2012年5月9日開催）、「東日本大震災に、法律家として何ができるか？～阪神大震災の経験を活かして」（講師：津久井 進 弁護士、2011年5月11日開催）がある。

（3）取り組みの検証

毎年大学自己点検・評価を自己評価・FD委員会が中心となって実施しており、上記の検証もここで行なわれている。

（4）特に力を入れている取り組み

特になし。

（5）その他

特になし。

2 点検・評価

以上の通り、本法科大学院の特徴を追求する試みは適切に実施されている。とくに、(2)エの模擬依頼者を活用したシミュレーション教育は、他大学にはない本法科大学院に特徴的な優れた法実務教育の実践例として全国的に高い評価を受けている。

3 自己評価

A

4 改善計画

特になし。

1-3 自己改革

(評価基準) 自己改革を目的とした組織・体制が、適切に整備され機能していること。

1 現状

(1) 組織・体制の整備

本法科大学院には、研究科長を委員長とした「自己評価・FD委員会」(以下、本委員会)を設置している。構成員は、本研究科の専任教員5名(研究科長がコンビーナ)である。

本委員会の個別の規程はないが、学院全体の自己点検・評価について定めた「関西学院自己点検・評価規程」⁹上で位置づけられた大学自己評価委員会に属する個別自己評価委員会である。従って、その活動は「関西学院大学自己点検・評価規程」「同細則」¹⁰に定められている。

また、同時に、「研究科長室委員会」(研究科長を含めて専任教員5名で構成)においても本法科大学院の理念をどのように具体化・発展させていくかに関し、全般的な自己改革に向けた活動を行っているほか、2010年に設置された「将来構想委員会」(研究科長を含めて専任教員6名で構成)においては、本法科大学院の長期的な発展に向けた施策の検討を行っている。このほか、入試制度改革については「入試検討委員会」(専任教員4名で構成)、修了生の進路の把握と対策については「司法試験・進路委員会」(専任教員4名で構成)が、不断に施策の検討と取り組みを行っている。

(2) 組織・体制の活動状況

「自己評価・FD委員会」は毎月1回開催し、日常的には、各学期最終時に実施する授業評価アンケートの実施と分析、中間アンケート実施、授業参観とそれを受けての意見交換会開催、FDニュースの発行、外部講師を招いての講演会・研修会の開催等、FDに関する活動を主に行っている。

また、研究科長室委員会は毎月2回開催し、教授会における議論や意見、学生から意見箱に寄せられる意見に対する対応を行うほか、この間の司法試験合格率の低下や入学志願者の減少と定員割れの状況の中で、本法科大学院の理念に立った教育をいかに維持しつつ、学生の学力を向上させるか、修了生をどうフォローするか、また本研究科の定員をどうするか等について、不断の検討を行い、また実行に移している。

2ヶ月に1回程度開催する将来構想委員会は、本法科大学院の長期的な発展を図る視点から、特に、教員の補充を含めた人事体制を検討するとともに、本

⁹資料 A5 関西学院自己点検・評価規程

¹⁰資料 A5 関西学院大学自己点検・評価規程、関西学院大学自己点検・評価規程細則

法科大学院の理念を体現する事業として附属法律事務所の設置について、具体的検討を行い、また2012年度には大学および法人との懇談を開始している。

入試検討委員会（毎月1回開催）は、この間の既修者入試の科目の増減、A日程・C日程入試の導入等の入試改革を推し進めてきた。司法試験・進路委員会（毎月1回開催）は、修了者の司法試験受験を援助するための各種対策や多様な職域への進路を紹介するキャリアガイダンス等の具体的取り組みを行っている。

（3）組織・体制の機能状況

自己評価・FD委員会では、2008年に（財）日弁連法務研究財団の認証評価を受けた際に特に指摘された点については、直後に検討を加え、教授会等に問題提起を行った¹¹。この結果、入学者選抜や成績評価について指摘されていた問題点は、前者について入試検討委員会、後者について教務関係委員会が中心となって、いずれも1～2年の間に顕著な改善がなされた（詳しくは、各項目の欄に記述している）。

また、2009年以来、大学自己評価委員会が全学的に行っている自己点検・評価の一環として、本研究科も、自己評価・FD委員会が中心となって、2009年に各項目について2013年までに達成すべき目標を設定し、目標の進捗状況について、毎年これを評価・点検して、「進捗状況報告シート」または「目標の進捗状況報告書」という評価シートにまとめることを行っている¹²。

2011年度からは、外部評価制度を導入し、毎年1回外部評価員を委嘱して本研究科の資料にあらかじめ目を通してもらったうえで1日間かけて本研究科の授業等の見学・意見交換を行い、社会で求められる法曹像や本学が取り組むべき課題についてアドバイスを得ている¹³。

これらの取り組みにより、本研究科の現状と課題を常時評価・点検し、重点的な課題を改善していくための体制が整備できていると言える。

これらのほかに、研究科長室委員会、将来構想委員会、入試検討委員会、司法試験・進路委員会がそれぞれ行っている活動により、この間の入試制度の改革、人事体制の計画、附属法律事務所構想の具体化、修了者の進路把握と対策等がいずれも具体的に進められている。

（4）特に力を入れている取り組み

特になし。

（5）その他

¹¹資料 A33 日弁連法務研究財団の認証評価に基づく要改善点に関する論点整理

¹²資料 A34 2012年度目標の進捗状況報告書、2011年度目標設定シート

¹³資料 A35 外部評価委員報告書

特になし。

2 点検・評価

自己評価・FD委員会と研究科長室委員会を中心に、法科大学院の理念を踏まえて到達点と課題を明らかにする作業は着実にできており、各項目についての目標を設定してその進捗状況を自己点検・評価しながら改革を行っていくことについては、具体的な成果が上がってきているし、またそれらについての教員間の認識の共有もできてきている。さらに、より長期的な視野に立った自己改革についても将来構想委員会と研究科長室委員会が中心になって検討している。これらの成果については十分評価に値するものとする。

3 自己評定

A

4 改善計画

本研究科の自己評価・FD委員会を中心に、今後も着実な活動を推し進めていきつつ、あるべき法科大学院制度の理念と本学の建学精神を絶えず頭に置きながら、関西学院らしさを打ち出し、社会から求められる人材の育成を目指して、より積極的な方策を打ち出していく。附属法律事務所等についても、是非実現したい。

1-4 法科大学院の自主性・独立性

(評価基準) 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

1 現状

(1) 教授会の権限

本法科大学院では、任期の定めのない専任教員で構成する研究科教授会において、

- ア 教授・准教授・助教・講師の人事に関する事項、
 - イ 名誉教授に関する事項、
 - ウ 学位の授与に関する事項、
 - エ 教育課程及び授業担当者に関する事項、
 - オ 学生の入学、休学、退学、課程の終了等の学籍異動に関する事項、
 - カ 学生の資格認定及び身分に関する事項、
 - キ 学生の賞罰に関する事項、
 - ク 研究科諸規定の制定・改廃に関する事項、
 - ケ その他研究科に関する事項、
- を議決し、
- コ 研究科予算、
 - サ 研究科予算の配分、
 - シ その他研究科長が諮問する事項

を審議・決定している。

また、任期制教員を含めて全専任教員を構成員とするカリキュラム委員会(拡大教授会)を設置しており、上記「エ 教育課程及び授業担当者に関する事項」については、その議決をもって教授会の議決としている¹⁴。

(2) 理事会等との関係

意思決定は(1)のルールに従ってなされており、研究科教授会で決定された事項が大学評議会や学院理事会で覆されたことはない。

(3) 他学部との関係

本法科大学院は、法学部とは別の組織であり、本法科大学院の意思決定は法学部とはまったく別個に行われている。

¹⁴資料 A5 専門職大学院研究科教授会規程

(4) 特に力を入れている取り組み
特になし。

(5) その他
特になし。

2 点検・評価

法科大学院の運営の自主性・独立性に問題はない。

3 自己評定 合

4 改善計画

任期制教員のカリキュラム委員会（拡大教授会）への出席状況は改善してはいるが、より多数の出席を促す取り組みが必要である。

1-5 情報公開

(評価基準) 教育活動等に関する情報が適切に公開されていること。

1 現状

(1) 開示されている情報の範囲

本法科大学院ではホームページ¹⁵、パンフレット¹⁶、説明会等を通じて以下の情報を開示し発信している。

ア 本法科大学院について(研究科長からのメッセージ、理念・目的・教育目標、基本情報、養成する法曹像、特色、概要、3つのポリシー、施設・設備)

イ 教育内容(科目群の概要、修了要件、教育課程表、修了までの流れ、授業方法について、シラバス、授業紹介、授業時間割、学習サポート、成績評価・試験)

ウ 教員紹介

エ 入学試験(アドミッション・ポリシー、入学試験の流れ、入学試験の概要、入学試験スケジュール、入試結果、入試過去問題、入試要項)

オ 学費・奨学金

カ 本法科大学院改善に向けての取り組み(認証評価、授業評価アンケート結果)

キ 受験生への情報発信(入試説明会・進学相談会、修了生の声、在学生の声、司法試験合格者の声、入試Q&A)

ク 入学予定者(合格者)への情報発信(入学前ガイダンス、下宿について、教員からのメッセージ、入試成績の開示)

ケ 在学生への情報発信(休講情報・補講情報、教室変更、担当教員からのお知らせ、研究科からのお知らせ、オフィス・アワー、クラス担任制度、教学補助制度、文章力アップ講座、各種フォーム、法情報検索データベースリンク、年間スケジュール、全授業科目の授業評価アンケート結果)

¹⁵ ホームページアドレス<<http://ls.kwansei.ac.jp/index.html>>

¹⁶ 資料 A2 関西学院大学法科大学院パンフレット

コ 修了生への情報発信（各種証明書発行、修了生へのサポート）

サ その他（各種ニュース、修了後の進路、科目等履修者制度など）

（2）公開の方法

ア 上記在学生の授業科目別成績統計表、全授業科目の授業評価アンケート結果と教員へのアンケート結果以外は、全ての情報について、ホームページに掲載して外部にも開示している。ただし、上記（1）のケ・コについては、パスワードによる管理をし、特定者（在学生、修了生）のみに開示している。

イ また、（1）のア～オは、毎年発行するパンフレットにおいても一般に開示している。

ウ 加えて、積極的に学内外の説明会（外部業者による入試説明会、学内での説明会、教育懇談会）に参加し、情報開示を行っている。

エ 2007 年度入試より入試成績を開示しているが、郵送による開示の方法をとっている。

オ 学内の学生に対しては、（1）イ・オ・ケについて、勉学と学生生活に必要な情報を詳述した「Study Information」¹⁷、「授業時間割」を毎年発行している。「シラバス」¹⁸については、ホームページにて公開している。

（3）公開情報についての質問や提案への対応

ア 学内外からの質問等への対応については、事務室カウンター、電話、メールによって、通常、司法研究科事務室の事務職員が対応する。ほとんどはこの段階で解決するが、解決できない案件については研究科長室委員会で対応を検討して、質問者等に回答している。

イ 学生からの質問については、教員や事務室で受けることは勿論であるが、「意見箱」を設置しており、月毎に研究科長室委員会で対応を検討している。意見箱への意見とそれに対する対応、回答は掲示するとともに、いつでも過去の分を閲覧できるようファイルをして閲覧に供している。ホームページでも在学生に開示している。

ウ 学生からの意見等を積極的に引き出すために、2008 年度からはクラス連

¹⁷ 資料 A4 2013 年度司法研究科（法科大学院）Study Information

¹⁸ 資料 A16 司法研究科シラバス 2013

絡会を発足させた。適宜、学生との懇談会をもち、そこで出された質問等に回答するとともに、必要な案件については研究科長室委員会で対応を検討して回答している。

(4) 特に力を入れている取り組み
特になし。

(5) その他
特になし。

2 点検・評価

ア 情報の公開については、本法科大学院の教育活動に直接かかわる必要な情報を広く公開・提供している。また、学生に対しては、このほか各種の冊子等によって詳細な情報を提供している（「関西学院大学案内～教育・研究編～」、「関西学院大学案内～学生生活編～」、「Library Guide」、「海外留学ガイド」など）。さらに、学生の個人情報にかかわる情報については、その管理に留意しつつ必要な情報を本人に開示している。

イ 学内外からの意見や質問に対しては、事務室と教員が連携して対応し、最終的には研究科長室委員会が責任をもって対応を検討して回答するシステムが機能している。

3 自己評価

A

4 改善計画

今後とも教育のいっそうの充実と改善に必要な情報の開示を行うとともに、その充実に努める。

1-6 学生への約束の履行

(評価基準) 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

1 現状

(1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

本法科大学院が学則やパンフレット、入試要項、Study Information、オリエンテーション等で学生に約束した重要事項は、次のとおりである。

ア 「人権感覚豊かな市民法曹」、「企業法務に強い法曹」、「国際的に活躍できる法曹」の養成に必要なカリキュラムの整備

イ 少人数教育の実施

ウ きめ細かい学習サポート体制の整備（オフィス・アワーの実施、教学補佐による学習指導、文章力アップ講座の開設）

エ アメリカのロースクールへの派遣留学制度の整備

オ 学習環境の整備（専用キャレル・自習室・ロッカー等の整備）

カ 本法科大学院独自の奨学金制度の整備（関西学院大学法科大学院特別支給奨学金、同第1種支給奨学金、同第2種支給奨学金）

(2) 約束の履行状況

上記（1）ア～カの履行状況を下記に示す。

ア 展開・先端科目または基礎法学・隣接科目において、企業法務 23 科目、国際関係 13 科目、人権関係を涵養する科目 3 科目を開設しており、3つの法曹像を養成する科目が整備されている。

イ 法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、特別演習科目いずれにおいても少人数教育は達成されているが、展開・先端科目には受講者が多い科目も一部ある。

ウ きめ細かい学習サポートについては、約束した措置は実施している。

エ アメリカのロースクールへの派遣留学制度は約束通り整備されているが、日本の司法試験の合格率が当初予定より極端に低下した結果、留学希望者が少なく、実際のこの制度を利用したのは、これまで2名である。

オ 学習環境の提供は約束通り実施している。自習用キャレルの全学生への保障は本法科大学院発足以来の課題であったが、2011年度入学生から全学生に1年次から自習用キャレルを提供している。

カ 本法科大学院独自の奨学金制度は約束通り実施されている。

(3) 履行に問題となる事項についての手当

展開・先端科目の一部に少人数科目とはいえない科目が過去にあったが、クラス数を分割するなどして対処した結果、現在、少人数教育の点から問題視するほどの多人数授業はない。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

パンフレットやガイダンス等で学生に説明したことは、ほぼ実施されている。

3 自己評定

合

4 改善計画

カリキュラムの改正にあたっては、これからも事前に説明会を開いて、学生の理解を十分に得られるようにする。

第2分野 入学者選抜

2-1 入学者選抜<入学者選抜基準等の規定・公開・実施>

(評価基準) 入学者選抜において、適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜が適切に実施されていること。

1 現状

(1) 学生受入方針

本法科大学院は、学生受入方針を以下の通り定め、公表している。

【学生の受入方針】

関西学院大学ロースクールは、スクール・モットー “Mastery for Service (奉仕のための練達)” のもとに高度専門職業人の養成に特化した専門職大学院(法科大学院)であって、人権感覚豊かな、かつ、現代社会の多様な法的ニーズに応える市民法曹として、法曹にふさわしい良き仕事(Good Work)を遂行できる人材の養成を目的とする。この目的の達成をめざし、広い専門知識と深い洞察力、豊かな人間性と強い責任感、高度な倫理観を育成し、社会に貢献する法曹を養成するため、次のような人物を求める。

- 1 ロースクールにおいて必要とされる論理的思考力、分析力および表現力を有する者。
- 2 幅広い分野において顕著な活動を行った者や、専門的な能力、資格を有する者などで、将来法曹となった時にその特長を十分に活かし社会に寄与する活動が期待できる者。
- 3 出身学部にかかわらず、ロースクールにおいて必要とされる法学の基本的な学識を有する者。

(2) 選抜基準と選抜手続

学生の受入方針に基づき、本法科大学院ではA日程、B日程、C日程の3日程方式にて入学者選抜を実施している。各日程の募集人員は、A日程15名(既修者10名、未修者5名)、B日程75名(既修者35名、未修者30名、特別入試10名)、C日程10名(既修者5名、未修者5名)、合計100名である。

各日程においては、「一般入試(法学既修者)」「一般入試(法学未修者)」を実施し、加えてB日程では「特別入試(法学未修者)」を実施している。「一般入試(法学既修者)」は、ロースクールにおいて必要とされる法学の基礎的な学識を有する者で、2年間での修了を希望する者を対象とし、「一般入試(法学未修者)」は、ロースクールにおいて必要とされる論理的思考力、分析力および表

現力を有する者で3年間での修了を希望する者を対象とする。「特別入試(法学未修者)」は本学の特徴的な入試形態で、幅広い分野において顕著な活動を行った者や、専門的な能力・資格を有する者などで、将来法曹になった時にその特徴を十分に生かし、社会的に寄与する活動が期待できる者を対象にした選抜形態とする。

いずれの入試日程においても事前の書類選考(一次選考に類するもの)は実施せず、筆記試験、適性試験の成績、学部成績、面接試験(A日程、C日程およびB日程特別入試)、特性評価(B日程特別入試)のみで審査し、また、同じ内容の入試を3回繰り返すのではなく、それぞれに配点に特徴をもたせロースクールでの学修に相応しい多様な学生を受け入れている。

筆記試験の科目は、法学既修者においては、憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の6科目で、法学部卒業程度の問題を論述式で行っている。法学未修者においては、論文を課して文章を読み、論理的な分析能力や文章能力があるかを測っている。適正試験の得点は、適性試験管理委員会実施の「法科大学院全国統一適性試験」の成績を各入試日程・入試形態毎に定めた配点に換算し、学部成績は本学独自の算出方法により全取得科目をGPA化した上で評価している。面接試験は、法学既修者においては、論理的思考および表現力などをみることであり、具体的には、基礎的な法的知識や思考について質問しており、法学未修者においては、論理的思考および表現力などをみることであり、また、特性評価は特別入試において、志願者の実績を分野ごとの基準に基づいて評価し得点化している。なお、B日程の法学既修者、法学未修者の各入試においては、定められた英語能力がある者へ加点する制度を設けている。

合否判定は総合点により判断するが、総合点では要素の一つが極端に悪い場合でも合格基準を上回ることがあり、入学後の学修に支障を来す恐れがあることから、入試要項では「総合得点が合格最低得点を上回っていても、法律科目試験、面接試験、適性試験の成績が一定の基準を満たさない場合は、不合格となる場合があります。なお、適性試験の基準は、適性試験の総受験者の下位から15%を基本とします。」(A日程一般入試法学既修者の場合)と記載し、合否判定における一定の留保条件を加味している。

その他、出願手続や配点等の詳細は入試要項に記載している。

(3) 学生受入方針・選抜基準及び選抜手続の公開

学生受入方針・選抜基準及び選抜手続については、ホームページ¹⁹、入試要項²⁰、リーフレット²¹(例えば「2013年度 入試ガイド」等)において適切に公

¹⁹ 本法科大学院ホームページ<http://ls.kwansei.ac.jp/entrance_ex/index.html>

²⁰ 資料 A7 2013年度ロースクール入学試験要項

²¹ 資料 A36 2013年度入試ガイド

開している。また、学外及び学内の進学（入試）説明会などを積極的に開催することによって周知徹底している。

各日程における選考結果として、志願から入学までの各段階の人数、合格最低総点、各科目の最高点・最低点・平均点、入試問題をホームページにおいて公開している。

また、受験者本人からの成績開示にも対応している。

（４）選抜の実施

入学試験実施において公平性、開放性を確保することは、最重要課題のひとつであるため、学生受入方針及び選抜手続にもとづき、厳格に実施している。実施に当たっては、本学法学部のみならず本学出身者を優遇することなく、受験者は全て同一条件下での入試としている。いずれの入試形態においても、コンピュータ処理された受験者の成績データをもとに、まず「入試実行小委員会」で合否判定の原案を作成し、その案をもとに研究科長室委員会で検討のうえ、司法研究科教授会において慎重な審議にもとづいて決定している。

また、入試選抜の基準や手続の課題については入試実行小委員会、入試制度の変更や改革については入試検討委員会を研究科内に設置し、議論を行う体制ができています。

なお、最近の入試選抜における競争倍率は、次の表において示されている。競争倍率は一時低下していたが、2013年度入試においては、201%まで改善された。

2011年度			2012年度			2013年度		
受験者数	合格者数	競争倍率 (%)	受験者数	合格者数	競争倍率 (%)	受験者数	合格者数	競争倍率 (%)
222	194	114	209	112	187	175	87	201

（５）特に力を入れている取り組み

特になし。

（６）その他

特になし。

２ 点検・評価

本法科大学院の入学選抜は、入試制度そのものが基本的に適性試験成績と学部成績（特別入試は特性評価）、筆記試験、面接試験の点数による判定であることに加え、実施にあたっては入試実行小委員会が管轄し、秘密の保持、公平

性、公正性に努めている。恣意的なものを排除した選抜方式になっており、選抜基準、選抜手続は公平、公正である。

すべての基準内容、手続内容、入試成績などを開示しており、基準及び手続に従って適切に実施している。したがって、本法科大学院の入学者選抜は、あらかじめ定められた入学者選抜基準・選抜手続に従って、公正かつ公平に実施している。また、制度の見直し、改善に向けた取り組みの体制も整っている。

なお、前述したように競争倍率は一時低下していたが、この間その点は改善された。

3 自己評定

B

4 改善計画

現行の入学者選抜制度は、2012年度入試から大幅に改革したが、競争倍率の確保や実際の入学者数の一定量の確保など、厳しい課題に直面している。

全国的な法曹志望者の急激な減少傾向や実際に入学してくる学生の状況、他大学ロースクールの入学者選抜の状況等、あらゆる事情を勘案して今後もこの課題に適切に対応していく必要がある。

2-2 既修者<既修者選抜基準等の規程・公開・実施>

(評価基準) 法学既修者選抜・既修単位認定において、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜・認定が適切に実施されていること。

1 現状

(1) 既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続

本法科大学院では、A日程、B日程及びC日程の各入学試験において「一般入試(法学既修者)」を実施し、既修者の認定を行っている。既修者選抜の基準・手続については「2-1 入学者選抜<入学者選抜基準等の規定・公開・実施>」にて記述している。

本試験で入学した者には、本学専門職大学院学則第16条6項²²に定めるところにより、1年次の必修科目(英米法総論を除く)の30単位を修得したものと単位認定し、在学期間を1年間短縮して課程を修了できる方式を採用している。なお、2013年度既修入学者は、「行政法」を試験科目から除外した関係上、「行政法」を受験していないので、28単位の認定となっている。

(2) 基準・手続の公開

基準・手続については、入試要項、パンフレットにおいて公開し、各種説明会においても説明している。採点基準及び合否判定基準の一部以外はすべて開示しており、受験生の希望により、入試成績も開示している。また、入試結果も開示していることはすでに述べたとおりである。

(3) 既修者選抜の実施

選抜の内容(基準及び手続等)や実施については、すでに「2-1 入学者選抜<入学者選抜基準等の規定・公開・実施>」において述べた。

なお、既修者選抜のデータは、次の表の通りである。競争倍率は一時低下していたが、2013年度入試においては、198%まで改善された。

2011年度			2012年度			2013年度		
受験者数	合格者数	競争倍率(%)	受験者数	合格者数	競争倍率(%)	受験者数	合格者数	競争倍率(%)
113	95	119	100	54	185	95	48	198

(4) 特に力を入れている取り組み

²²資料 A5 関西学院大学専門職大学院学則

特になし。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

法学既修者選抜の基準及び手続等、実施に関しては、概ね問題なく公正かつ適切に実施されているが、単位認定については公開の媒体がパンフレットのみになっており、改善の余地がある。

本法科大学院においては、受入方針、選考基準、認定基準等につき、たえず見直していく必要がある。実際に、2013年度の入学試験科目から「行政法」を除外したことなどが挙げられるが²³、これは、従来のカリキュラムを見直した結果、入学後の2年次からスタートした方がむしろ有効かつ適切と考えたためである。現在のカリキュラムとの関係では、「行政法」に限ってはいるが、既修者として認定されて入学してくる者のそれまでの学習状況や学習進度、法学未修者との学修に関するバランス等を慎重にみながら、たえず検討してゆく必要がある。

なお、競争倍率は一時低下していたが、この間この点は改善された。

3 自己評定

B

4 改善計画

現在、司法研究科内のカリキュラムの改革を検討中であり、これに伴い、次年度入試から各日程入試とも、法律試験科目から「民事訴訟法」及び「刑事訴訟法」の両科目をはずすことを検討している。これは、両訴訟法の開講を2年次（既修コースの1年目）から始めることを検討中であるためである。

²³資料 A7 2013年度ロースクール入学試験要項 1頁

2-3 多様性<入学者の多様性の確保>

(評価基準) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

1 現状

(1) 法学部以外の学部出身者の定義

本法科大学院における法学部以外の学部出身者とは、出身学部・専攻が法学系(政治学は含まない)以外の者としている。

(2) 実務等の経験のある者の定義

本法科大学院における「実務等の経験のある者」の定義は入試要項上定めてはいないが、志願票に「大学卒業後、給料、賃金、報酬、その他経常的な収入を目的とする仕事の経験を有する者」と表記したうえで、該当する者は記載するよう求めている。なお、実務等の経験者には主婦、主夫を含むものとしているが、主に受験勉強をしており、その傍らアルバイトをしていたというだけでは、実務経験があるとはいえない、としている。

(3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合

入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合は、次の表の通りである。

過去3年間の集計では、「実務等経験者」や「他学部出身者」の割合が基準となる30%を満たしているが減少傾向にあり、2013年度入試では僅かに30%を下回っている。

	入学者	実務等経験者	他部出身者 (実務等経験者 を除く)	実務等経験者又 は他学部出身者
入学者数 2013 年度	34 名	5 名	5 名	10 名
合計に対する割合	100%	14.7%	14.7%	29.4%
入学者数 2012 年度	46 名	12 名	5 名	17 名
合計に対する割合	100%	26.10%	10.10%	36.90%
入学者数 2011 年度	90 名	18 名	12 名	30 名
合計に対する割合	100%	20.00%	13.30%	33.30%
3 年間の入学者数	170 名	35 名	22 名	57 名
3 年間の合計に対 する割合	100%	20.6%	12.9%	33.5%

(4) 多様性を確保する取り組み

本法科大学院は、入学試験において「一般入試（法学既修者）」の他に「一般入試（法学未修者）」及び「特別入試」を実施している。これらの入学者選抜方法は、幅広い分野の人材の受験を促している。

そのうちとくにB日程入試における「特別入試」は、「専門資格を有し、活動実績のある者」や「応募時に通算10年以上の職歴がある者」から幅広い分野の人材確保を目指している。前者は、医師、弁理士、公認会計士、税理士、司法書士、不動産鑑定士、看護師、助産師、1級建築士、薬剤師の資格を有する者ならびに、海外の法曹資格を有する者で、後者は、応募時に通算10年以上にわたって特別入試の趣旨を活かした職務経歴がある者を対象としている²⁴。

また、B日程入試においては法曹志願者の最も多い東京で会場を設けていることも、広く人材を集めるためでもある。

なお、募集定員も、本法科大学院開設当初「一般入試（法学既修者）」75名、「一般入試（法学未修者）」35名、「特別入試（法学未修者）」15名であったが、現在、それぞれ50名、40名、10名としている。定員減のもと法学未修者の比率をあえて半数にし、法学系出身者以外の者の確保を目指している。

²⁴資料 A7 2013 年度ロースクール入学試験要項 23 頁

(5) 特に力を入れている取り組み
特になし。

(6) その他
特になし。

2 点検・評価

社会人および法学系以外の出身者を受け入れる入試制度は整備されているといえるが、全国的に法曹志願者が急激に減少するなか、本法科大学院においても、とくに特別入試の志願者が減少傾向にあることは否めない。多様性を確保するために、今後もさまざまな方策を立案し、実行していく必要がある。

3 自己評価

B

4 改善計画

特になし。

第3分野 教育体制

3-1 教員体制・教員組織（1）＜専任教員の必要数及び適格性＞

（評価基準）法科大学院の規模に応じて、教育に必要な能力を有する専任教員がいること。

1 現状

（1）専任教員の数と教員適格

学生の収容定員は300名で、みなし専任教員を含む専任教員総数は32名（派遣裁判官1名を含む）である。内訳は、専任研究者教員が16名、専任実務家教員が3名、みなし専任教員が13名となっている。法令上定められた専任教員数は20人であり、研究者教員と実務家教員が半数ずつであり、理論と実務の架橋を行うために十分な体制をとっている。

教員の採用時においては、「専門職大学院教員任用規程」²⁵ならびに「司法研究科教員選考基準内規」²⁶に従い、司法研究科教授会の議を経て審査委員会を組織する。審査委員は履歴・業績書の内容を厳密に審査し、教授会において詳細な報告と投票を経た上で承認するという厳格な手続きを行っている。

自己点検時においては、各教員から提出された新しい教員調書について自己評価・FD委員会において形式要件のチェックを行なっている。

（2）法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数

	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
必要教員数	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名
実員数	2名	2名	4名	2名	1名	2名	2名

研究者教員の分野ごとの内訳は、憲法2名、行政法2名、民法4名、刑法2名、商法2名、民事訴訟法1名、刑事訴訟法2名、英米法1名であり、入学定員が100名である。司法研究科は、「法律基本科目の各科目に1人ずつ専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く）が適切に配置されている」という基準を十分に満たしている。

（3）実務家教員の割合

²⁵資料 A37 専門職大学院教員任用規程

²⁶資料 A38 司法研究科教員選考基準内規

専任教員 32 名のうち、実務家教員は 16 名である。実務家教員については、「法科大学院任期制実務家教員規程」²⁷及び「司法研究科教員選考基準内規」²⁸に定める資格要件及び手続にしたがって審査が行われ、採用している。全員が 5 年以上の実務経験があり、修習生や後輩法曹の指導経験を持つ教員も多数存在し、担当授業科目を教えるための十分な知識と実務経験を有している。

(4) 教授の数

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	28 名	4 名	32 名	14 名	2 名	16 名
計に対する割合	87.5%	12.5%	100%	87.5%	12.5%	100%

専任教員は 32 名であり、そのうち「教授」は 28 名である。教授の氏名・担当科目は別紙教員一覧のとおりである。

本法科大学院の「教授」の資格要件および任用手続は、「専門職大学院教員任用規程」および「司法研究科教員選考基準内規」²⁹に記載している。

(5) 特に力を入れている取り組み

高度な実務家を養成するため、数多くの実務家教員を擁し、専任教員の約半数を実務家教員が占めている。

2 点検・評価

本法科大学院は適格性のある専任教員の必要数を満たしており、教授の割合も 87.5% (28 名/32 名) と基準を十分満たしている。

3 自己評定

合

4 改善計画

特に改善の必要は認められない。

²⁷資料 A39 法科大学院任期制実務家教員規程

²⁸資料 A38 司法研究科教員選考基準内規

²⁹資料 A38 司法研究科教員選考基準内規

3-2 教員体制・教員組織（2）＜教員の確保・維持・向上＞

（評価基準）継続的な教員確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を適切に評価し、その後も維持・向上するための体制が整備され、有効に機能していること。

1 現状

（1）専任教員確保のための工夫

3-1で述べたとおり、本法科大学院では十分な専任教員を確保しているが、専任教員の退職、みなし専任教員の退職や任期更新に備えて、将来構想委員会の中で将来の採用計画を検討し策定している。また、所謂「ダブルカウント」している専任教員は開設以来現存しない。

（2）継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

教員確保の方策の一つとして、研究者を志望する修了者に対して、本学大学院法学研究科博士課程後期に進学する道が用意されている。これは本学の法学研究者養成機関である法学研究科との相談の下に設けられた特別の制度であり、法科大学院修了者は、博士課程後期に進学するに際して修士論文の提出を要件とされており、論文試験または研究レポートの審査により合否が決定されることになっている。この制度を利用して、博士課程後期に入学した修了生が1名在学中である。

また、任期制実務家教員の確保の工夫として、非常勤講師として授業を担当して経験を積んでもらい、学生の授業評価等をも考慮して、任期制実務家教員として採用するという工夫をしている。なお、2013年4月着任の公法実務担当の任期制実務家教員は、本法科大学院修了生であり、この方法で採用した教員である。

（3）教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

教員の採用と昇任については、個人業績調書に研究上の業績のみならず教育上の業績・工夫の記述欄も設けており、これを評価対象として業績審査委員会が教育能力を精査して教授会に報告し、教授会で審議・決定している。

また、教員の教育能力の維持・向上の取り組みとして、FD活動の一環で、毎学期全教員の授業について中間アンケートと最終授業評価を実施し、これが全教員の教育能力向上に向けた自助努力を促す強い誘因となっていることがあげられる。さらに、毎学期行っている教員相互の授業参観とその後の（参観教員と）学生との懇談および（参観教員と）担当教員との（授業内容と学生の感想についての）意見交換会も、若手教員を含めた全教員の教育能力を向上させる組織的取り組みとして機能している。

(4) 特に力を入れている取り組み
特になし。

(5) その他
特になし。

2 点検・評価

司法試験合格率が低迷している中で研究者を志望する学生は少ない。それは、在学中から研究指導的授業を取る精神的余裕がないためだと推測される。研究者を志望して法学大学院法学研究科博士課程後期課程に進学した学生は、これまで1名だけである。法科大学院修了者のために設けられた大学院入学試験制度の下で、博士後期課程に進学する学生の育成に努めたい。なお、公法実務担当の任期制実務家教員は本法科大学院修了生である。

教員の教育能力の向上については、徹底した授業評価と活発な授業参観が大いに役立っている。

3 自己評定

B

4 改善計画

教員としての優秀な人材の確保はできているものと考えているが、3-4で記述するように、将来の年齢構成を考えたとき、優秀な若手教員の育成が重要な課題である。

研究者志望の学生が少ない理由の一つに法学研究科博士課程後期への進学制度があることが知られていないことが考えられる。この制度の存在を学生に積極的に知らせて、研究者への道に誘う努力をする。

3-3 教員体制・教員組織（3）＜専任教員の構成＞

（評価基準）教員の科目別構成が適切であり、バランスが取れている等、法曹養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮されていること。

1 現状

（1）専任教員の配置バランス

分野別の研究者専任教員の構成は、現在、憲法2名、行政法2名、民法4名、商法2名、民事訴訟法1名、刑法2名、刑事訴訟法2名、英米法1名である。実務家専任教員は民事科目の専任教員が1名、労働法の専任教員が1名、みなし専任教員は、民事科目の任期制実務家教員が8名、刑事科目の実務家教員が4名、公法科目の任期制実務家教員が1名という構成である。したがって、法律基本科目群については、民事訴訟法以外の法分野にすべて複数の専任研究者教員が配置されており、実務基礎科目群にも刑事、民事の分野に複数の専任及びみなし専任教員が複数配置されているほか、基礎法学・隣接科目には1名の専任研究者教員（英米法担当）が、展開・先端科目についても専任実務家教員（労働法担当）が配置されている。

各科目群の専任教員担当クラス数と専任教員以外の教員（非常勤教員）担当クラス数は下表の通りである。

受講学生数は、2012年度は法律基本科目の演習科目と実務基礎科目で概ね10名ないし20名程度となっている。

	クラス数		専任教員数 (延べ人数。みなし専任含む)	クラス毎の履修登録者数平均	
	専任	専任以外		専任	専任以外
法律基本科目	98	11	110	13.3	14.1
法律実務基礎科目	41	0	43	8.6	—
基礎法学・隣接科目	4	9	4	12.8	18.7
展開・先端科目	9	36	9	15.1	12.3
特別演習科目	22	0	22	4.9	—

1 専任教員とそれ以外の共同授業は、専任教員のクラスとしてカウントする。

2 本表は2012年度開講科目について標記している。

（2）教育体制の充実

複数の教員が連携して担当する科目が用意されており、授業内容の共通化、水準確保のために、教育効果が最大限充実するよう意見交換をした上で授業が実施されている。

(3) 特に力を入れている取り組み
特になし。

(4) その他
特になし。

2 点検・評価

ほぼすべての法分野に複数の専任教員が配置されており、非常に充実した教育体制となっている。また、クラス毎の平均履修者数は良好であり少人数教育が徹底できる体制となっている。

3 自己評価

A

4 改善計画

特になし。

3-4 教員体制・教員組織（4）＜教員の年齢構成＞

（評価基準）教員の年齢構成に配慮がなされていること。

1 現状

（1）教員の年齢構成

教員の年齢構成は下表の通りである。61歳以上が13名（40.6%）、60歳以下が19名（59.4%）となっており、61歳以上の比重がやや高い状況にあるが、これは研究者教員の高齢化が進んでいることが原因である（研究者教員の場合、61歳以上が10名、62.5%である）。40歳以下の教員は少ない。

		40歳以下	41～50歳	51～60歳	61～70歳	71歳以上	計
専任	研究者教員	0名	3名	3名	10名	0名	16名
		0%	18.8%	18.8%	62.5%	0%	100.0%
教員	実務家教員	2名	3名	8名	3名	0名	16名
		12.5%	18.8%	50.0%	18.8%	0%	100.0%
合計		2名	6名	11名	13名	0名	32名
		6.3%	18.8%	34.4%	40.6%	0%	100.0%

（2）特に力を入れている取り組み

特になし。

（3）その他

特になし。

2 点検・評価

概ね年齢バランスは保たれていると言えるが、研究者教員について、高齢化傾向が見られることと40歳以下教員の比率が少ないことが問題である。法科大学院の教員には一定の教育経験年数が必要とされるため、40歳以下の適切な研究者教員を確保することには難しさはあるが、定年教員の補充人事で若手研究者を積極的に採用することで教員の年齢構成のバランスを確保したい。

3 自己評定

B

4 改善計画

研究者教員については、年齢構成に配慮した採用に努めたい。

3-5 教員体制・教員組織 (5) <教員のジェンダーバランス>

(評価基準) 教員のジェンダー構成に配慮がなされていること。

1 現状

(1) 教員のジェンダーバランス

教員のジェンダー構成は下記の通りである。

2013年4月1日現在

性別	専任教員		兼任・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男	15名	15名	21名	16名	67名
	22.3%	22.3%	31.3%	23.9%	100%
女	1名	1名	2名	6名	11名
	9.1%	9.1%	18.2%	54.5%	100%
女性の割合	6.3%		17.8%		

2 点検・評価

上記の表の通り、女性教員の比率は低い。女性教員を積極的に採用しようという姿勢は持っているが、法律学界全体をみても法曹界全体をみても、採用対象となる女性教員が男性教員よりも圧倒的に少なく、また、法科大学院教員には教育経験や実務経験等のキャリアが要求されるために採用候補者群が狭くなるために、結果として、現状のようなジェンダー構成となっている。この傾向は全国的にも同じではないかと思われる。困難はあるが、引き続き女性教員の採用に向けて努力する。

3 自己評定

C

4 改善計画

専任教員のみならず、兼任教員・非常勤教員についても、女性教員比率を高めるべく、努力する。

3-6 教員支援体制（1）＜担当授業時間数＞

（評価基準）教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

1 現状

（1）過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

【2012年度】 担当コマ数

教員 区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最長	7	6	5	4	3	4	1	1	—	—	1コマ 90分
最短	3	2	4	1	0	1	1	1	—	—	
平均	4.5	4.1	4.7	3	1.9	2.4	1	1	—	—	

【2011年度】 担当コマ数

教員 区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最長	7	6	5	6.2	5	4	1	1	—	—	1コマ 90分
最短	3	2.5	3	4	1	0	1	1	—	—	
平均	5	3.9	4	4.7	2.7	2.4	1	1	—	—	

【2010年度】 担当コマ数

教員 区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最長	7	6	5	5.2	5	5	1	2	—	—	1コマ 90分
最短	3	1	4	4	1	1	1	1	—	—	
平均	4.8	4.2	4.3	4.4	2.5	2.5	1	1.5	—	—	

(2) 他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

【2012年度】

授業 時間数	専任教員		専任教員		みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最長	8	6	5	4	3	4	1 コマ 90 分
最短	3	2	4	1	0	4	
平均	4.82	4.29	4.67	3	1.86	2.42	

【2011年度】

授業 時間数	専任教員		専任教員		みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最長	8	7	5	6.2	5	4	1 コマ 90 分
最短	4	2.5	3	4	1	0	
平均	5.64	4.36	4	4.73	2.67	2.38	

【2010年度】

授業 時間数	専任教員		専任教員		みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最長	8	6	5	5.2	5	5	1 コマ 90 分
最短	3	2	4	4	1	1	
平均	5.51	4.79	4.33	4.4	2.54	2.51	

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

2010年度から2012年度までの学期毎の教員（専任教員、みなし専任教員、兼任教員）の全担当授業時間数（コマ数・1コマ90分）の最長、最短、平均値は上記のとおりである。なお、この時間数は、履修者がいなかったため不開講となった科目はカウントしていない。また、兼任教員は法律基本科目を担当し

た時間数のみカウントしている。

本学では、専任教員の担当責任時間数は週 8 時間（実質 90 分×4 コマ）である。みなし専任教員（実務家教員）は、雇用形態の違いにより週 8 時間（実質 90 分×4 コマ）の者と、週 4 時間（実質 90 分×2 コマ）の者がいる。担当コマ数の詳細は、別紙資料³⁰に記載している。

2010 年度以降 2012 年度春学期までの週あたりの授業担当時間数（計画時間）を平均すると、専任研究者教員は 4.9 コマ、専任実務家教員は約 4.2 コマ、みなし専任教員は 2.4 コマとなる。貴財団の基準となる 5 コマは学期によっては超過することもあるが、学生数の減少とともに開講クラス数を適正な履修者数を維持しながら調整した結果、全体としては平均コマ数が改善する傾向にある。

本学では専任教員のダブルカウントは行っていないが、本学の担当責任時間数に比べて担当時間数が多くなっている要因の一つとして、法学研究科や法学部の科目を担当していることがあげられる。前期に最大 8 コマ担当する教員がいるが、法学研究科と法学部の授業を担当していることによる。しかし、法学研究科や法学部との連携の重要性を考慮すれば、やむを得ない状況である。

また、専任教員のうち授業担当時間数の多い教員と少ない教員の差が著しく、法律基本科目担当教員に負担が偏りがちになっている。また、科目の学期配置の関係で片方の学期に持ちコマ数が偏っているケースもある。

上記の授業担当以外にも、オフィス・アワー、学生への個別指導等にかかなり多くの時間を割いており、授業準備をする時間をかろうじて確保している状況である。また、実務家教員は第一線で活躍している教員ばかりであり、実務家としての本業をこなしながらの授業準備はかなりの労力を要している。

法科大学院の授業に関連する負担は膨大であり、かつ授業以外の学生指導等の教育負担や委員会、打ち合わせ等の管理運営負担も考え合わせれば、担当時間数だけでは単純に計れない負担となる。

3 自己評定

B

4 改善計画

研究時間が確保し難い状況もあり、担当時間数の削減が望まれる。開講クラス数などの改編などにより、多少の改善は見込める。

³⁰資料 A39 教員別担当時間数一覧

3-7 教員支援体制（2）＜研究支援体制＞

（評価基準）教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

1 現状

（1）経済的支援体制

教員の研究活動を経済的に支援する体制としては、まず個人割り当てで配分されるものとして、専任教員に割当られる個人研究費（年額 34 万円）、学会出張旅費（年額 22.5 万円）および図書費（年額約 27 万円＜2012 年度実績＞）がある。研究支援として一応の水準が保障されているといえる。但し、図書費については、データベース契約費に相当額がかかることや予算システム上の問題（学生数の積算などを算出の基礎としている）から、法学部の専任教員の図書費と比較すれば、個人割り当て分の図書費がいささか少ないという問題がある。

そのほかに、申請に基づく給付の仕組みとして、個人特別研究費補助や学内共同研究費補助があるほか、出版費補助として大学叢書補助がある。2011 年度に、大学叢書補助を得て本研究科教員が学術書を公刊しており、また、2013 年度の公刊を予定して既に補助が内定している教員も 1 名いる。

（2）施設・設備面での体制

個人研究室は、専任教員には 1 室、任期制実務家教員には 2 名に 1 室が用意されている。図書・資料については、大学図書館、法学部資料室、LS 資料室に基本的な文献・資料が保管されており、質・量ともかなり充実しているといえる。しかし大学図書館や法学部資料室は本法科大学院から距離的に離れており、法科大学院棟（大学院 2 号館）内の LS 資料室には（研究という面では）ごく少量の資料しかないという点で、日常的な利用体制としては問題もある。

（3）人的支援体制

研究活動をサポートするための職員体制として、全学的には、研究推進社会連携機構があるが、本法科大学院独自の支援体制はない。教育活動を支援する体制としては教務補佐の制度があり、教員も教材印刷などで援助を受けている。教務補佐を研究補佐的にも活用できないかとの要望はあるが、教務補佐が担当している現実の事務量からみて実現困難である。

（4）在外研究制度

大学から派遣される留学制度として学院留学制度があり、本法科大学院の完成年度から応募が可能となった。この留学制度をつかって、2008 年 9 月～2009 年 8 月に 1 名、2010 年 9 月～2011 年 3 月に 1 名、2010 年 10 月～2011 年 9 月に

1名、2011年9月～2012年3月に1名が、在外研究の機会を得ている。本法科大学院では教育上の負担が重いので日常的に研究をすることが難しいので、在外研究の機会は貴重である。2012年9月～2013年3月の予定で現在1名が在外研究中であり、今後2名の留学も内定している。相互の理解と協力の下で、在外研究制度は活用されていると言える。

このほかの研究休暇制度として、特別研究期間と自由研究期間の制度がある。前者は1年間ないし6ヶ月間、後者は6ヶ月間、授業担当が免除され研究に専念できるという制度であるが、現実には、一部の科目を担当することもある。本研究科ではこれまでに3名がこれらの制度を活用している。

(5) 紀要の発行

本研究科独自で発行している紀要はないが、法学部教員と合同で組織している「法政学会」が発行している紀要として「法と政治」があり、本法科大学院教員もそこに執筆する機会がある。但し、現実には「法と政治」に執筆している本法科大学院教員はわずかである。

(6) 特に力を入れている取り組み

2010年度から、研究科内の教員の研究活動の促進の一環として、判例研究会が組織され、2～3ヶ月に一度、定期的に研究会が行われている³¹。これは教員による自発的な研究活動であるが、参加する教員数も多く、学生有志も参加して活発な議論が繰り広げられている。本法科大学院の一つの注目すべき取り組みである。

(7) その他

2012年10月に、「教員の研究教育環境に関するアンケート」を実施して、研究活動支援についての教員の要望についても調査した。そこでの回答の多くが強調していたのは研究時間の不足であった。すなわち、研究支援の制度面・体制面ではそれほどの不満はないとしながら、授業準備や学生対応のために時間が相当とられることから、十分な研究時間を確保できないという不満が多くみられた。この点の改善はなかなか容易ではないが、今後改善に留意したいところである。また、先にも述べたが、研究活動を効果的に進めるためのアシスタント的なスタッフを求める声もあった。

2 点検・評価

現状および問題点は1で指摘したとおりであるが、教員の研究意欲は衰えて

³¹ 資料 A40 判例研究会実施一覧

おらず実際に積極的な研究活動を続けている教員も少なくない。しかしながら、第一に、授業に忙殺される現状の中で教員が研究に十分に時間を充てることが困難であること、第二に、図書費が相対的に不十分であること、第三に、研究活動を人的に支えるアシスタント的な制度が整備されていないこと、などについて、改善すべき点が残っている。

3 自己評定

B

4 改善計画

今後学生数の減少が見込まれるので、これにあわせてカリキュラムの改革やクラスの再編などが企画されている。これらの改革において、教員の研究時間の確保ができるように配慮してゆきたい。研究活動を支援するためのスタッフの配置も考えていくべき問題である。

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉

（評価基準）教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

1 現状

（1）組織体制の整備

教授会のもとにFD活動を企画推進・管理統括する委員会として「自己評価・FD委員会」を組織し、この委員会を中心に、教育内容・教育方法の向上と改善を図る体制を整備している。本委員会は、原則として毎月1回開催されており、構成は研究科長を含む専任教員5名である。

なお、科目毎のFDや系毎（民事、刑事、公法等）のFDは恒常的には行っていないが、FD活動は、後述するように実務家教員と研究者教員が共同して行われている。

（2）FD活動の内容

FD活動については、教授会および自己評価・FD委員会を中心に、その取り組みを実践している。委員会の開催やその内容の詳細については、資料A6³²の通りであるが、以下要点を整理する。

ア FD活動計画の立案と通知、各教員への案内と参加支援

一般的な体制としては、自己評価・FD委員会において、教員相互の授業参観やその後の意見交換会、教育方法に関する研修会等を行い、これらの企画を教授会において各教員に周知し、参加支援を求めている。

イ 学生の授業評価およびその報告書の作成、公表

これについては、「授業評価アンケート」という形で各学期に実施されている。詳細は4-2において記載するが、各学期開始後約1ヶ月後の中間アンケート、学期終了時の授業評価アンケート、教員自身による自己評価と学生の授業評価を踏まえたフィードバック、自己評価・F委員会における授業評価アンケート結果の分析とまとめの公表、学生の自由記述の全教員への配付等が、大まかなサイクルである。

（3）相互の授業参観

³² 資料A6 自己評価・FD委員会記録

各教員相互間の授業参観の詳細についても資料A13を参照されたいが、2005年度以来、毎学期の中間点前後の時期に2週間の授業参観ウィークを設定し、その間に全教員が最低1回は他の教員の授業を参観し、それぞれの報告書を提出するよう呼びかけている。また、授業参観ウィークの中で、各年度の自己評価・FD委員会の問題意識に基づいて、例えば学生の評価の高い授業、未修者の法律基本科目の授業、実務基礎科目の授業、基礎法学科目の授業といった指標により参観推奨科目を選定し、多数の教員が一斉参観を行い、参観後に、学生を交えた意見聴取や、参観した教員と参観を受けた教員による意見交換を行っている³³。

授業参観者には、「感想・コメント記入用紙」が手渡され、1 使用教材・事前予習資料・当日配付資料、2 授業の内容・方法・進め方、3 学生の参加状況・受講態度、4 当該授業に関する意見・感想を記載して提出することが求められている。

(4) 外部研修等への参加

ア 外部講師を招聘しての研修

毎年少なくとも1回は、外部講師を招いて研修会を実施するようにしている。

最近では、2010年5月に花本広志独協大教授を招いて、初学者がものをどう理解し、記憶するかをテーマにした講演会を実施し、2011年5月には本学の教育主事を招いて本研究科が行っている授業評価アンケートについてコメントしてもらったうえで意見交換を行った。

イ 学外での研修等

学外での研修など有益な情報は教授会でもアナウンスし、希望があれば参加してもらい、旅費等の援助を行っている。

(5) 教員の参加度合い

(3)の授業参観や意見交換会には、専任教員および任期制実務家教員のかなりの数が参加して突っ込んだ意見交換が重ねられており（最近では2011年春学期18名、同年秋学期13名、2012年春学期14名、同年秋学期13名）³⁴、とくに授業参観推奨科目の授業参観後におこなわれる履修学生と参加教員との意見交換会では学生の生の声が聞くことができるという点で意義は大きい。ただし、実務家教員の参加がやや少ない状態が続いている。

また、(4)の外部講師を招いた研修会には大半の専任教員と任期制実務家教員が参加している。前述した学期末における各教員の自己評価と授業アンケートを踏まえたフィードバック・コメントについては、非常勤教員を含めたほ

³³資料 A13 授業参観感想・コメント集

³⁴資料 A13 参観指定授業における意見交換

ば全教員が励行している。

(6) 成果に結びつかせるための方策・工夫

授業参観と意見交換会については、参加者を多く確保するよう、早い目に授業参観推奨科目を決めて呼びかけを行い、意見交換の結果を教授会で報告したりFDニュースにして配付したりし、認識を共有するようにしている。授業評価アンケートについては、結果の分析とまとめを全教員に配付するとともに、抽出された問題点（例えば1年次の未修者教育の難しさ、学生の自由記述の生かし方等）については教授会で適宜意見交換を行うようにしている。また、外部講師を招く研修会には、できるだけ当研究科の抱える問題意識に合ったテーマを選ぶようにしている。

(7) その他

ア 弁護士会からの授業参観

毎年兵庫県弁護士会からの授業参観を受け入れ、それぞれ見学者数名による参観と意見交換を行っている。

イ FDニュースの発行

自己評価・FD委員会においてFD活動に関して適宜FDニュースを作成して教員に配付している³⁵。

ウ 同一科目の担当教員間の教材研究等

科目毎のFDや系毎（民事、刑事、公法等）のFDは恒常的には行っていないものの、同一科目につき複数のクラスを設けて授業を実践する場合などにおいては、クラス間での授業運営や成績評価に差異が生じることなどを防止するために、同一シラバスのもとに、授業での到達目標や教材・試験問題の統一化をはかったり、科目によっては、答案の複数教員による採点などを行っている。これらの実践のために、担当教員間でその都度教材研究や協議が行われている。

エ 「判例研究会」の実施

教員の資質向上を目的として、2010年度より、教員相互の研究発表の場として「判例研究会」を年に4回程度実施している。

2 点検・評価

教育の質の確保・向上にむけての内部研鑽の取り組みが、教員個人レベル、科目レベルおよび全体組織レベルのいずれにおいても積極的に行われており、

³⁵ 資料 A48 FD ニュース各号

その成果の共有と総括を図るべく、学期毎に教員間での授業参観の実施と意見交換、学生による授業アンケートの実施と総括などが地道に続けられている。これらの積極面は大いに評価できると考える。

ただし、教員間の授業参観等を含めたFD活動への教員の参加状況には、専任研究者教員と実務家教員、専任教員と非常勤教員あるいは兼任教員との間で温度差があるのも事実であり、その点で改善の余地がある。また、同一科目について複数のクラスを設置して運営する場合などには、教員間で授業運営や成績評価に差異が生じることを防ぐために、担当教員間のなおいっそう密な連絡・協議を図る必要がある。

3 自己評定

B

4 改善計画

FD活動のいっそうの充実に向けて、授業参観やFD研修会への呼びかけの強化など、教員の参加を促す工夫を引き続き具体的に検討する。

4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉

（評価基準）教育内容や教育方法についての学生による評価を把握し、その結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

1 現状

（1）学生による授業等の評価の把握

本法科大学院では、毎学期の末と中間に授業アンケートを行っている。

ア 授業評価アンケート

学期末の授業に関する評価アンケート調査は、2007年以來3度にわたって修正が加えられ、現在「教員の授業内容と方法について」6項目、「学生自身の授業に臨む態度」について5項目、「授業レベルについて」1項目そして自由記述項目が3項目の計14項目で実施されている。「学生自身の授業に臨む態度」に関する質問項目を多くし、学生の授業評価と学生の積極性・自主性との相関関係をより明確にすることで、学生に対しても自主性・積極性が授業への理解に繋がること伝えるようにしている。

アンケート調査は、「自己評価・FD委員会」が実施主体となり、授業に関する評価アンケートを年2回行われている。これは、講義最終日の授業開始時において10分ほどの時間を設け、教務補佐および事務職員が各学生にアンケート用紙を配布・回収する形で行われている。アンケート用紙には、定型フォームによる項目別の5段階評価および自由記述欄の記述を無記名で記入するようになっている。このアンケートは授業に出席した学生すべてを対象にするため、出席者に対する回収率はほぼ100%である。

また、講義担当者自身の講義についての自己評価を学生の評価と合わせて実施している。これは、学生に対するアンケート調査とほぼ同時期に、学生による授業評価アンケートと同様の項目立てで行われている。さらに、学生の各講義に関するアンケート結果を講義担当者に通知した後に、担当者がその結果を見てどのように考えたかを「学生の評価に対するコメント」「今後の改善点」「その他」の各項目に記述することになっている。学生の授業評価と自己評価とを比較しつつ学生評価と担当者評価の落差等を認識することで、より充実した授業に向けたヒントを探ったり、授業改善へのインセンティブとなることが期待されている。このアンケートの対履修登録者数に対する回答率は、平均90%を超えている。

イ 中間アンケート

各学期の中間（授業開始後5週目）に行っているいわゆる中間アンケートでは、開講全授業科目を対象に「授業に関する意見・要望等」について自由記述

の形式で（記名でも無記名でも可としている。また既修・未修の別を記入することも可としている。）実施している。これは、春学期および秋学期の中間時点で担当教員が各担当授業時間中に実施するものである。中間アンケートでは、そこで出された学生の意見・要望に担当者がどのように応えるか（応えたか）を中間アンケート集計³⁶として「自己評価・FD 委員会」が集約することにしてている。中間アンケートでは、学期途中で学生の評価や意見がその後の授業改善に生かされることが期待されている。中間アンケートは、少なくとも専任教員およびみなし専任教員においては全員実施している。

（２）評価結果の活用

授業評価アンケートの集計処理は、自由記述欄の内容まで入力している。アンケート調査の結果は、データ処理を行った後、「自己評価・FD 委員会」により分析検討され、「授業評価結果概要・分析」として分析と課題をまとめた授業評価アンケート結果報告書を刊行し事務室カウンターにて公表している³⁷。またその概要を本法科大学院のホームページで公表している³⁸。報告書は、教員・科目ごとに一覧表およびグラフでまとめられ、特にグラフはレーダーチャートを用い、一目で評価の程度がわかるような工夫が施されている。

また、授業担当教員に対しては、上記学生への公表内容に加え、自由記述欄の内容が配付されている。なお、自由記述欄の内容はデータ入力され、筆跡がわからないように工夫されている。

自由記述欄も 2010 年度春学期から全教員に公表されている。ただ、学生への公表については、「自己評価・FD 委員会」において継続的に議論を行い、また教授会においても懇談を行ったが、自由記述の中に若干見られる心ない誹謗・中傷的な記述を公表することによる弊害等の指摘も強いことから、現在のところ公表しない方向性が維持されている。なお、自由記述を含む学生の評価結果に対する教員のコメントは授業評価アンケート結果報告書に掲載している。

（３）アンケート調査以外の方法

毎年行われているクラス委員との懇談において授業評価のあり方をも懇談項目としているが、2012 年 11 月に実施されたクラス連絡会では、授業アンケートに関する学生の意見を聴取し、評価項目、実施時期および自由記述欄の学生への公表の是非について、学生の意見を聞きながら改善を加えることを約束した。

（４）特に力を入れている取り組み

³⁶ 資料 A42 2012 年度中間アンケート集計

³⁷ 資料 A14 授業評価アンケート結果報告書

³⁸ 本法科大学院ホームページ<<http://ls.kwansei.ac.jp/outline/selfcontrol.html>>

毎学期末に行っているアンケート調査では、たえず質問項目を洗い出し、授業のいっそうの改善に資するように質問項目を検討するとともに、アンケートに答える学生側においても自主的・積極的な学習姿勢がより緊張感のある授業に繋がっていくことを認識できるように工夫を加えてきている。また、毎学期実施されている教員による授業参観では、とくに授業評価において相対的に高い評価の科目・授業を選んで授業参観をすることにより、学生の評価ないし満足度が高い理由を確認し、それを各教員の授業に生かせるようにしている。

(5) その他

授業評価の数値および自由記述欄の記述から、授業の難易度・進展度に関する学生間の意見の違いなどがうかがえるが、教員はその実態をいかに克服すべきか（授業をどのレベルの学生に合わせて行うべきか、学生が理解すべき範囲をどこに設定すべきか、また理解度別クラスを設けるべきか）を同一科目担当教員間で議論・検討し教材等に工夫を加えてきているが、授業評価はそのきっかけをなしているともいえる。

2 点検・評価

学期ごとに自由記述式および必要にして十分な 16 項目にわたるアンケート調査を実施しており、その結果の公表および各科目担当教員へのフィードバックも適切に行われていると評価できる。

教員および学生の負担と調査結果の有用性とのバランス・効率を考慮すれば、授業評価アンケートの実施回数・内容ともに、当面は現状で行っているものが最適であろう。

また、学生に対するアンケート調査の結果の分析によって、各科目担当教員が自己の教育内容や教育方法について学生がどのように評価しているかを数量的に把握でき、改善すべき項目が何であるか、を認識できるようになっている。また、自由記述欄の記載内容を通じて、学生の個別・具体的な要望を知ることができ、それを今後の授業改善に活かすことが期待されている。

たとえば、授業アンケート結果からは、学生の自主性・積極性を高める必要性があることが明らかになっており、授業担当者は、学生の評価・意見に真摯に向き合い理解力の向上に資する授業を行う努力をすべきことはもちろんであるが、それと同時に、学生の自主性・積極性をいかに引き上げるかが課題となっていることも明らかになりつつある。

さらにアンケート以外にも直接学生の授業に対する声を聞くことによって、当該講義が終了してからでなく、学期途中に授業方法のあり方について学生の感想や要望を知り、授業の方法や内容を軌道修正できる機会をより多く持てるようにしている。

3 自己評定

A

4 改善計画

アンケート結果について、毎年の「授業評価アンケート全体評価値の経年推移一覧」からも明らかなように、評価全体の傾向に大きな変化はない。ただし、学生の意見・評価を当該授業に生かすには授業の中間での授業評価の方が望ましいとすれば期末ではなく中間アンケートに重点を置くべきか否か、各学期の期末試験終了時における調査の方が学生のより客観的な意見・評価が期待できるとすれば、実施時期をむしろ試験終了時にすべきではないかといったアンケート実施時期に関する課題、また学生の意見がより適切な形で表れるためにはどのような質問項目を作るべきか、さらには学生の記述評価項目を学生にも公表すべきか否か、といった課題が残っている。それらを検討することで、授業評価のあり方について改善を加えていかなければならない。

第5分野 カリキュラム

5-1 科目構成(1) <科目設定・バランス>

(評価基準) 授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

1 現状

(1) 開設科目³⁹

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群(a群)	32	72	24	56
法律実務基礎科目群(b群)	12	24	6	12
基礎法学・隣接科目群(c群)	12	24	3	6
展開・先端科目群(d群)	51	102	8	16
特別演習科目群(e群)	5	6		

(付記) 上記のほか、全科目群から6単位選択必修。なお、特別演習科目の内、基礎演習Ⅰ・Ⅱは法律基本科目に位置付けられ、特別演習は担当教員の専門分野に応じて4つの科目群に位置付けられている。

(2) 履修ルール

法律基本科目については、11科目(30単位・必修)を履修基準年度1年で、同じく11科目(22単位・必修)を履修基準年度2年で、さらに2科目(4単位・選択必修)を履修基準年度3年で、合計56単位以上を修得するものとしている。

これに対して、法律実務基礎科目については、4科目(8単位・必修)を履修基準年度2年で、さらに2科目(4単位・選択必修:選択A)を履修基準年度2年~3年で、合計12単位以上を修得するものとしている。基礎法学・隣接科目については、1科目(2単位)のみ必修とし、残り11科目から2科目(4単位)を選択必修とし、合計6単位以上を履修基準年度1年で修得するものとしている。これらに、展開・先端科目(16単位・選択必修・履修基準年度2年~3年)を加え、合計で34単位以上を各配当年度において修得するものとしている⁴⁰。

これらとは別に、すべての科目群から6単位以上を選択必修とする選択Bを加えて、修得必要単位数は、合計96単位以上としている。

³⁹資料 A4 2013 年度司法研究科(法科大学院) Study Information 8 頁

⁴⁰資料 A4 2013 年度司法研究科(法科大学院) Study Information 3、7、9 頁

なお、前回認証評価時(2008年度)の修得必要単位数は100単位であったが、2009年度に、学生の負担等を考慮して展開・先端科目の必要単位数を20単位から16単位に、修得必要単位数を96単位に変更した。

(3) 学生の履修者状況

2012年度修了生が在学中に履修した各科目群の内訳は下表のとおりである。

	未修者コース	既修者コース
法律基本科目群(a群)	61.9	61.5(31.5)
法律実務基礎科目群(b群)	12.1	12.4
基礎法学・隣接科目群(c群)	6.5	6.4
展開・先端科目群(d群)	16.1	17.9
特別演習科目群(e群)	3.4	2.1

備考：①既修者コースは入学時に1年生の法律基本科目30単位を認定。

②既修者コースの()は入学時に認定した単位数を含んでいないもの。

(4) 特に力を入れている取り組み

特別演習科目である基礎演習Ⅰ・Ⅱは法律基本科目に位置付けられ、その受講を強く推奨していることから、実質的には、必修科目に近い扱いになっている。2012年度から、基礎演習Ⅰは実務家教員が、同Ⅱは研究者教員が担当し、いずれもそれぞれの分野で培ってきた経験を踏まえ、全人格的・総合的な視点から初心者に対する学習のサポートを行うことになった。内容的には、1年次生のロースクール入門・法学入門の授業としての意味を持つものとしているが、他の法律基本科目とは異なり、担当教員制と連動させて1年次生に対するメンタル面のケアといったことも含まれている。このことから、必修科目に近い選択科目であると考えられる。3年次生に配当している特別演習は開講科目について深く学び、将来の専門家としての得意分野を身につけるという意味をもつものであり、かつこの科目は基礎法関係の教員や実務家教員も担当しており、担当教員の専門分野に応じて4つの科目群に位置付けられている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

授業科目が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって設定されている。法律実務基礎科目のみで12単位以上の履修が必要とされており、「法律実務基礎科目のみで10単位以上」という基準を満たしている。また、基礎法学・隣接科目のみで6単位以上の履修が

必要とされており、「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上」という基準を満たしている。かつ、法律実務基礎科目・基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で34 単位以上の履修が必要とされており、「法律実務基礎科目・基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上」という基準が満たされるよう、カリキュラムや単位配分等が配慮されており、修了生の実際の履修状況もそれらの条件を満たしている。展開・先端科目は、51科目（102単位）開設されており、本法科大学院の教育目的を達するに十分な内容となっている。ただ、相対的に受講生が少なく、その一部を整理・統合することおよび他研究科との共同開講授業などが今後の検討課題である。

修了要件の単位配分の工夫、履修単位数制限の設定、多様な科目の開設により、学生の履修状況の科目群バランスにほとんど差は見られず、法律基本科目に偏ることなく幅広く履修できるような教育課程となっている。

なお、選択B（どの科目からでも履修できるもの）の単位数が6単位ある結果、履修の仕方により学生の履修科目が法律基本科目に偏る傾向があることから⁴¹、適切な履修指導が必要と思われる。

また、時間割については、2年生春学期等に開講科目が集中したり、必修科目と選択科目の重なり等により、開講されていても重複して履修ができない等の問題が指摘されていたが、教員の出講日の適正化などの方法により、科目の重複をできるだけ緩和するよう2013年度から時間割の組み方を変更・改善した。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし。

⁴¹選択Bの履修状況（2012年度）は以下のとおりである。

a群：54.6%、b群:2.8%、c群:4.3%、d群 16.0%、e群:22.4%

なお、上記の数字は、各科目群で定められた必要単位数を超えて履修している単位を科目群別に調べ、全群を超えて履修した単位の合計における各群の割合である。e群とは、本法科大学院独自の特別演習科目群であり、基礎演習Ⅰ・Ⅱ（各1単位・1年）、および特別演習（2単位・3年）がこれに含まれる。

5-2 科目構成(2) <科目の体系的・適切性>

(評価基準) 授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。

1 現状

(1) 科目開設の体系的性

ア 体系的性に関する考え方、工夫

1年次から3年次に向けて、基本から応用へと学習できるよう配慮をしている。詳細は次のとおりである⁴²。

(ア) 1年次配当科目

1年次の法律基本科目では法律基本知識を正確に理解し修得することと、あわせて基本的な法的分析力・思考力を涵養することを主な目的としている。基本知識修得を補完するため、法的思考の基礎付けを行う基礎演習の履修を1年次生全員に強く促し、実際、ほぼ全員の学生が履修をしている。なお、未修者にいきなり多くの科目を履修させることは消化不良につながることで、および科目編成の体系的性を考慮し、1年次春学期の法律基本科目は、憲法Ⅰ(基本的人権論)・Ⅱ(統治機構論)、民法Ⅰ(総則・物権)・Ⅱ(債権各論)、刑法Ⅰ(刑法の基礎)とし、行政法入門、民法Ⅲ(債権総論・債権担保)、商法入門、民事訴訟法、刑法Ⅱ(刑法総論・刑法各論)、刑事訴訟法は1年次秋学期に配置している。一方、「基礎法学・隣接科目」として、基礎法学・経営・会計・宗教関係の科目を設置し、これからの法律家に必要と思われる幅広い教養と人間性を身につけることができるよう配慮している。

なお、2012年度に、各学年および学期間の負担のバランスを図りながら、とくに法律科目修得の基礎となる民法科目の充実を図るため、法律基本科目(a群)を中心に、以下のようなカリキュラムの見直しを行った。

a 民法科目を再編成し、1年春学期に、民法Ⅰ(総則・物権・4単位)と民法Ⅱ(債権各論・4単位)を、1年秋学期に、民法Ⅲ(債権総論・債権担保・4単位)をおく。2011年度までは、民法科目は、1年春学期に、民法Ⅰ(契約法総論・4単位)と民法(不法行為法・2単位)を、1年秋学期に、民法Ⅱ(契約法各論・2単位)と民法Ⅲ(担保物権法・2単位)が設置されていた。これに対して、2年以上の民事系科目の担当教員から、法律科目の基本中の基本である民法を十分に理解しないまま進級してくる学生が少なくないとの指摘がなされていた。そこで、授業評価に現れた学生の意見および科目担当者の意見等を踏まえた上で、民法科目の授業を充実させるため、これまでの民法科目を、上記のように再編成することにした。

⁴²資料 A4 2013年度司法研究科 Study Information 7~10頁

b 現代家族法は、2011年度までは1年次に設置していたが、2010年度および2011年度春学期の履修者は、1年生なし、2年生が若干名、ほとんどが3年生であり、法律基本科目のa群に位置づける科目であることから、2年生春学期に設置することとした。

c 1年春学期に民法科目を集中的に勉強してもらうため民法科目を再編成し2単位増やしたこと（前記a参照）に合わせて、民法の特別法に当たる商法科目をそれぞれ半年後ろにスライドさせるとともに、科目名称を授業内容に即して変更することとした。すなわち、開講時期・科目開講順序について前回の評価報告書でも指摘のあった商法Ⅰを商法入門に名称変更した上で1年春学期から同秋学期に配置換えし、商法Ⅱを会社法に名称変更した上で1年秋学期から2年春学期に配置換えし、さらに商法演習Ⅰを会社法演習に名称変更した上で、2年春学期から同秋学期に配置換えした。同様に、商法演習Ⅱを、名称変更して3年春学期にスライドすることも考えられたが、法律基本科目の増加による学生等の負担も考慮のうえ商事法総合演習等に対応可能と判断し廃止することとした。

さらに、行政法は、1年で教えるよりも2年からの授業を充実させる方が適切であると判断し、またその分、1年での民法の勉強に専念できることが期待されることから、2013年度から、行政法入門を廃止するとともに、2年次の行政法を2単位から4単位（通年）に変更することにした。これに伴って、2年次における学生の負担を軽減するため、行政法演習をこれまでの2年秋学期から3年春学期に移動させることにした。

（イ）1年次配当科目

2年生法律基本科目では、これまでの教育経験を踏まえ、1年次で修得した法律基本知識を前提に2年生で修得すべきものとした方が体系性および教育効果の観点から適切であると判断した科目（行政法、会社法および発展民事訴訟）と、基本的な法知識をベースにして、事例等の討議・検討をも行いながら、事実を的確に整理し、具体例に法律の適用できる能力を養い、法的分析力・事例解決能力を高めることを目的とする科目（基本七法の演習科目）とを設置している。それと同時に、裁判実務その他を通じた応用力・問題解決能力を修得する実務基礎科目を設置している。さらに、展開・先端科目で学生の興味に応じて履修できるよう多彩な科目を設置している。

なお、2008年度まで、「有価証券法」を設けていたが、商法Ⅰでは商行為法を十分に触れる余裕がないことから、手形小切手法に商行為法を取り入れ、「商行為法・手形小切手法」として再編し、さらに前回の評価報告書で指摘のあった展開先端科目から法律基本科目に移した。同様に、「現代家族法」について

も、2009年度以降、その内容を考慮して、1年生対象の展開・先端科目から2年生対象の法律基本科目に変更したが、証券取引法（現行、金融商品取引法）については、会社法との関係は深いが、会社法以外にも金融法や投資家保護法といった、企業法務との関係も強いいため、現在でも展開・先端科目に置いている。

さらに、2013年度から、既修の2年生に対しても、基本の確認と定着および理論と実務の架橋を意図し、新たに基礎演習Ⅲ（春学期・1単位）および基礎演習（秋学期・1単位）を開設し、それぞれ実務家教員と研究者教員が担当することとしている。

（ウ）3年次配当科目

3年次では、1年次・2年次で修得した知識を総合的に用い、より実践的・発展的な学習を行う科目を設置している。法律基本科目では、民事法・刑事法・公法の3分野に集約し、これまで学んだ各基本科目を総合的に学習ができるよう配慮している。それと同時に、実務基礎科目では、2年生の実務基礎科目をさらに発展させた科目を設けている。展開・先端科目では、2年生の展開・先端科目をさらに発展させた科目とその応用科目である演習科目を設置している。また、特別演習科目群として、「特別演習」を設け、特定のテーマに対してより深い考察を行い、問題解決能力を身につけられるように配慮している。

なお、2012年度に、刑事訴訟法に特化した刑事訴訟法総合演習を新設した。これに伴い、刑事法総合演習の廃止も検討したが、民事法総合演習Ⅰ・Ⅱに対応する実務家が担当する総合演習科目が刑事法分野にも必要であると判断し残すこととした。

（備考）2010年度から、体系的かつ効果的な学習を徹底させるため、各学年において進級要件を新たに導入した。これにより先修条件はその役目を終えたものと判断し、2012年度から廃止することにした⁴³。

イ 関連科目の調整等

上記アで述べたように、1年次から3年次に向けて、基本から応用へと学習できるよう段階的・発展的に関連科目を配置している。関連科目の授業内容については、そのバランスに配慮しながらも、基本的なところは必ずしも重複を厭わず、科目間で必要な役割分担を行っている。

（2）科目開設の適切性

ア 法曹像等との適合性

本法科大学院の教育理念は、「人権感覚豊かな市民法曹」「企業法務に強い法曹」「国際的に活躍できる法曹」を育てることを目標としている。制度上、履修

⁴³資料 A4 2013年度司法研究科 Study Information 5頁

登録できる科目を限定するものではないものの、標準的な履修モデルを提示している⁴⁴。カリキュラムとして、法律基本科目群には各専門分野にわたり 32 科目、実務基礎科目群には法曹実務を学習する 12 科目を配置し、基本的な能力を養成するための適切な科目が設置されている。さらに、基礎法学・隣接科目に 12 科目を配置して幅広い教養を身につけ、展開・先端科目に 51 科目と多様な科目を配置している。展開・先端科目は目標に沿って 3 つの分野それぞれに 23 科目 (46 単位)、13 科目 (26 単位)、15 科目 (30 単位) が開設されている。このとおり、開設科目としては、適切であるだけでなく、豊富なものとなっている。また時間割上、できるだけ履修を可能とする編成を心がけてきたが、とくに、2013 年度から、学生の履修希望を満たすことができるよう、必修科目と総合演習科目および展開・先端科目との重なりを可能な限りなくすよう、時間割編成において配慮することとした。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

1 年次の履修科目について、基本 3 法 (憲法・民法・刑法) を充実させるためのカリキュラム改編について検討している。

2 点検・評価

前回の認証評価で指摘のあった点を含め、授業科目は、体系的かつ適切に開設されており、カリキュラムについても問題はないと評価することができる。2010 年度からは先修条件に代えて進級要件を設けることにより、履修の順序を厳格に管理し、また、3 つの法曹像を示して、それぞれに必要と考える履修科目を用意している。英米法総論を必修科目として開設し、また、本学が 2005 年度から取り組んできた模擬法律事務所構想をとくに実務基礎科目で実現すべく、民事ローヤリング I・II・III および刑事模擬裁判において、SC を活用した授業を展開しているなど、他の法科大学院には見られないような特徴も持っている。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし。

⁴⁴ 本法科大学院ホームページ<http://ls.kwansei.ac.jp/education/curriculum_rishu01.html>

5-3 法曹倫理の開設

(評価基準) 法曹倫理を必修科目として開設していること。

1 現状

(1) 本法科大学院では2年次春学期に「専門職責任(法曹倫理)」(必修科目2単位)として開講し、実務家教員2名が合計5クラス担当している。教科書は『法曹の倫理第二版 森際康友編』を使用し、教科書の内容理解の上にならって設問を行うこと、実務の経験をできる限り取り込んでいる。

その主な内容(授業計画)は、基本的人権擁護と社会正義、依頼者の権利の擁護、守秘義務、利益相反、事件受任・処理における規律、被疑者・被告人の権利擁護、裁判官の倫理と良心、検察官の専門職責任などである。

なお、ゲストスピーカーとして裁判官および検察官を招聘しており、裁判官については元裁判官(元本科特任教授)、検察官については大阪地検に依頼して現職の検察官(総務部次長クラス)をお願いしている。また、民事ローヤリング、刑事模擬裁判、クリニック、エクスターンシップも含め民事系、刑事系の他の実務基礎科目においても専門職責任に留意をして教育している。

(2) 特に力を入れている取り組み

法や規程の理解にとどまらず「法の支配」の担い手として法曹のあり方について考えてもらうようにしている。

(3) その他

文部科学省の形成支援プログラムで取りあげた「正義とは何か」「よき仕事」についてなどの成果が現在の授業に生かされている。

2 点検・評価

現代社会における法曹のあり方など法曹倫理を多角的な視点から学ぶ授業内容、授業計画が実施されており、法曹倫理の開講状況に問題はない。また、実務基礎科目においても法曹倫理に留意した教育が実践されているという意味で評価できる。

3 自己評価 合

4 改善計画

2014年度より「専門職責任」においてシミュレーション教育を一部取り入れることを計画している。

5-4 履修（1）＜履修選択指導等＞

（評価基準）学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

1 現状

学生が履修科目の選択を適切にできるための取り組みとして、次のことを行っている。

（1）履修選択指導についての考え方

3つのポリシー（アドミッション、ディプロマ、カリキュラムの各ポリシー）を踏まえ、養成する法曹像（3つ）に関連する履修モデルを設定している。3つの法曹像とは、①人権感覚豊かな市民法曹、②企業法務に強い法曹、③国際的に活躍できる法曹、であるが、それぞれの法曹像ごとに、既修・未修に区分した履修モデルを明らかにしている。ただし、それぞれのモデルに必要な修得単位数の基準まで決めているわけではない。

（2）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

ア オリエンテーション、ガイダンス等

新入生については、入学前に、3回の履修関係のガイダンスを行い（2012年度は9月・12月・3月）、教育理念・カリキュラムの概要・学習方法等について説明している⁴⁵。さらに、入学前に加え、4月の入学時に、新入生オリエンテーションの1つとして、履修関係のガイダンスを行い、同様の説明を行っている⁴⁶。

在学生については、毎年4月の授業開始前に、履修関係のガイダンスとして、各科目の授業の進め方等を説明している。また、2年生については、毎年8月末に、実務基礎科目の選択必修科目（エクスターンシップ、民事ローヤリングⅡ、クリニックA・B、刑事模擬裁判）の説明会を行い、科目の概要や履修の仕方等の説明を行っている⁴⁷。

イ 個別の学生に対する履修選択指導

個別の履修に関しては、1人の教員が複数の学生に責任をもち、全学生について履修指導・進路相談等の助言を行う体制が組まれている（クラス担任制度）。なお、年2回春学期・秋学期の成績評価終了後、教授会配布資料で、教員全員が、他の教員の分も含めて、各授業・クラスの履修者数を個別に確認できるようにしている。

⁴⁵ 資料 A17 2012年度入学前ガイダンス配布資料

⁴⁶ 資料 A17 2012年度入学時オリエンテーション資料

⁴⁷ 資料 A43 実務基礎科目履修説明会資料(2012年8月)

ウ 情報提供

上記（１）については、養成する法曹像（３つ）の履修モデルを本法科大学院のホームページで解説している⁴⁸。そして、履修モデルを前提とした具体的な履修指導に関わる学生向けの情報提供を行うために、以前から、Study Information を作成・配布している。その中で、カリキュラムの概要や進級・修了要件等を解説している。これにより、学生は、履修科目に関する情報を得ることができる。また、ホームページ（「カリキュラム」）においても、カリキュラムの概要や進級・修了要件等を解説している。

エ その他

特になし。

（３）結果とその検証

ア 学生の履修科目選択の状況

以下のイを参照のこと。

イ 検証等

学生の履修科目選択は、上記（１）（「３つの法曹像」を踏まえた履修選択）を踏まえて、基本的には学生自身において適切になされていると考える。もともと、上で述べた通り、各モデルに必要な修得単位数の基準まで決めているわけではない。研究科としては、各学期の初めに、教授会で履修者一覧表を配布して履修者のばらつきがないことを検証し、カリキュラム改革に活用している。

（４）特に力を入れている取り組み

特になし。

（５）その他

特になし。

２ 点検・評価

履修選択指導等の仕組みはおおむね適切であるとしても、その具体的な「運用」については、次の問題がある。第１に、時間割については、現在、たとえば２年生春学期等の開講科目が集中し、開講されていても、重複して履修ができない等の問題点の指摘が学生からなされている。

第２に、ここ数年の入学者数の減少に伴う在籍者数の減少（在籍者１年次 25名・２年次 56名・３年次 105名、2012年５月１日現在）に伴い、１クラスあた

⁴⁸ 本法科大学院ホームページ< http://ls.kwansei.ac.jp/education/curriculum_rishu01.html>

りの履修者数が全般的に減少している。その結果、集団学習に支障が生じる可能性もあり、複数クラスのある科目でのクラス数・受講者数の適正化が求められている。

第3に3年次秋学期における履修登録科目数が少ない傾向があり改善が求められている。

3 自己評定

B

4 改善計画

上記「2 点検・評価」における「運用」の問題についてである。上記の第1の点については、履修チャンスの保障という観点から、教員の出講日の適正化などの方法により、科目の重複をできるだけ緩和するよう2013年度の時間割の組み方を改める方向で作業中である。上記の第2の点についても、2013年度における、クラス数の適正化、受講者数の均等化・少人数化の方向を目指して、科目担当者や時間割の見直しの作業を行っている⁴⁹。

⁴⁹ 資料 A18「2013年度時間割」参照

5-5 履修(2) <履修登録の上限>

(評価基準)履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること。

1 現状

(1) 各学年の履修科目登録の上限単位数

1年間に履修登録できる単位数の上限は、1年=36単位、2年=36単位、3年=44単位である。これは、司法研究科内規によるものであり⁵⁰、学生向けには、Study Information やホームページ(「カリキュラム」)にも掲載しており、周知されている。

(2) 無単位科目等

単位認定されない等の無単位科目はない。

(3) 補習

2012年度の補習時間は、資料の通り⁵¹である。補習は、正規の授業内で予定内容を終わることができなかつたために開催され、学生の希望を聴取した上で、多くの場合は授業期間外に実施している。なお、出席は取らずに成績評価には反映していない。

(4) 特に力を入れている取り組み

特にない。

(5) その他

1単位の授業時間とは、45分の授業を1学期の間毎週実施した時間である。本研究科の授業は、1コマ=90分の授業であるから、1学期の間の毎週1コマの授業は2単位にあたる。ただし、基礎演習Ⅰ・Ⅱは、それぞれ1単位である。

2 点検・評価

以上の司法研究科内規等からすると、上記基準に合致している。また、補習時間の問題は前回に比べて幾分改善している。それが多すぎて学生の自学・自習時間を阻害している状況とはいえない。

3 自己評定

合

⁵⁰ 資料 A44 司法研究科内規

⁵¹ 資料 A45 2012年度補習一覧

4 改善計画

以上の次第なので、改善計画の必要は特段認められない。

第6分野 授業

6-1 授業計画・準備

(評価基準) 開設科目のシラバスや教材の作成等、授業の計画・準備が適切になされていること。

1 現状

(1) 授業計画・準備

授業はカリキュラムに則り、法曹養成制度としてふさわしい内容で行われている。各年度、シラバス(授業計画)を担当教員が作成のうえ、WEBページにして3月はじめに公開している⁵²。

シラバスには、科目の目的と概要、授業方法、各回の授業内容(テーマ・ねらい、講義の内容(概略)、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示および他の科目との関連、教科書、参考文献の各項目について記載されている。これらの項目は、学生が具体的に履修をすすめる情報であり、これらをわかりやすく提供することによって、十分に理解を深め履修をすすめる一助としている。

授業計画を立てるにあたって、法科大学院として共通して特に求めているものはないが、成績評価方法・基準については、より具体的な表示を求めている。

また、全専任教員が構成員であるカリキュラム委員会において授業内容、授業方法や試験のあり方等について議論をしており、授業計画の立案にあたっては、そこでの議論が活かされている。

さらに、各科目の到達目標についても作成されており、例えば、憲法や行政法では到達目標とシラバスの関係も表にして作成している⁵³。

(2) 教材・参考図書

教材の選定は基本的に授業担当者に任されている。科目によって異なるが、一般的には、1年次の授業では、教科書(入門書として定評のある教科書や、授業担当者単独あるいは授業担当者を含む数人で作成された教科書)を用いている例が多く、2年次と3年次の授業では、授業担当者が単独あるいは共同で作成した独自の教材を利用しているものが多い⁵⁴。教材の作成にあたっては、複数の担当教員がいる場合は、担当教員全員で検討のうえ決定している。

(3) 教育支援システム

⁵² <<https://syllabus.kwansei.ac.jp/syllabus/syllabus/search/Menu.do>>

⁵³ 資料 A46 到達目標と「共通的な到達目標モデル」

⁵⁴ 資料 A16 司法研究科シラバス。例として、公法総合演習の資料集と毎回の課題の頁参照。

授業伝達にコンピュータネットワークを利用する科目も見られ、講義資料等をホームページに掲載されている科目もあり、学生はダウンロードして準備を行っている。例えば、憲法担当者によるホームページ上には、憲法、商法、行政法のページがある⁵⁵他、シラバスを掲示するシステム（LUNA）を利用する例もある⁵⁶。

（４）予習教材等の配布

教材は、ほとんどの科目で当該授業科目の内容に関連した判例や資料が事前に配付されており、科目によっては大部な資料が配付されている。配布は学期はじめ行なうものもあるが、多くの科目は授業の1週間前程度に配布している。

（５）授業の実施

概ね全体として開講科目ごとに工夫した授業がなされている。個別授業科目についての現状・自己評価は、教員個人調書【教育】に記載する。

以下、初めに、「憲法」「行政法」「民法」「商法」「民事訴訟法」「刑法」「刑事訴訟法」の授業の実施状況を記述する。これらの法律基本科目は専任教員が主体となって授業を実施している。次いで、各科目の実施状況を前提として、教育内容、授業の仕方等を述べる。

■ 憲法

1年次の人権論と統治機構論は講義中心の科目である。統一の教科書を指定し、教員が作成したレジュメを事前に配布している。各章ごとにいくつかの簡単な問題を用意し、授業で確認するようにしている。2年次の憲法演習は重要な判例の分析と応用的な問題を考えさせるゼミ形式の授業である。冊子（A4判、300頁程度）になっている判例・関連教材を読み、事前に配布した設問を解いてくことを予習として義務づけている。設問についての解答例は、事前に教員が文章化し、2人の教員の打ち合わせ（各回2時間程度）において内容を確認しているため、教員によって授業内容が大きく異なることはない。写真名簿も使いながら授業の間に少なくとも1回はすべての参加者が発言するように進行を工夫している。授業の中で必要になった補足説明は、ホームページに載せて周知を図っている。試験問題の作成は2人の協議に基づいて行い、採点も同一問題については同一人が行うようにしている。3年次の公法総合演習は行政法2人の教員も加わり、4人で事前の打ち合わせを行っているが、授業の進め方、問題作成・採点方法は基本的に同じである。

55 関西学院ロースクール憲法のホームページ<<http://nota.jp/group/kenpo/>>

56 本学 教授者－学習者支援システム「LUNA」ホームページ

<<http://www.media.kwansei.ac.jp/guide/en/webservice/luna.html>>参照
資料 A41 行政法演習のお知らせのプリントアウト

■ 行政法

行政法は、2年次に行政法（行政訴訟法）と行政法演習を開講している他、公法総合演習の半分が行政法の内容となっている。行政法、行政法演習とも教員が作成したレジュメ（A4、両科目合計で約240ページ）を事前に配布し、『ケースブック行政法』掲載の判例を中心に、講義と学生への質問・回答という双方向的な授業を行なっている。レジュメには、質問と授業で取り上げる判例を掲載している。座席を指定し、毎回学生が発言をするように心掛けている。公法総合演習は、判例研究の他、事例研究として起案作成、添削によって書く力を向上させることとしている。憲法の項で指摘があるように、担当者4人による事前研究会を毎回行い、多くの学生の指導にも資するように起案の検討を行うこともある。

■ 民法

民法Ⅰ～Ⅲ（1年次対象）は、財産法を対象としたもっぱら講義中心の授業であるが、双方向の授業を心がけるとともに、具体的な設例を用いて受講生が理解しやすいように努めている。時には授業の始めに前回の授業の重要な点を質問して、受講生の理解度を確かめている。各授業では、教科書またはレジュメを用いて、受講生の基本的な知識の修得にも努力している。なお、家族法は、別の科目として2年次から配当されている。

民法演習Ⅰ・Ⅱ（2年次対象）では、担当教員の間で作成された財産法を対象とした事例問題を用いて、もっぱら教員と受講生間の双方向による授業が行われている。問題は事前に配布され、また、そこには参考判例や文献が記載されているので、受講生がそれらに基づいて予習できるようにしている。演習では、単に問題の解答だけを求めるのではなく、その解答の前提となる基本的な事柄や解答に到る筋道や理由なども尋ねることによって、受講生が法律問題を解く力を身に付けることにも留意している。

民事法総合演習Ⅰ・Ⅱ（3年次配当）では、研究者教員と実務家教員の共同担当による民法対象とした演習が行われている。問題は、担当教員の間で作成されたものと市販の問題集から適宜選択されたものを使用している。演習の方式は、民法演習のそれとほぼ同様である。

■ 商法

1年開講の「商法入門」では、事前に質問項目を資料等とともに配布し、授業では指定教科書を読んでいることを前提に、どの程度理解しているかを質問でもって確認しつつ、基本的な概念・制度を判例や時事問題などの具体的な事例を講義形式で説明しながら、部分的に対話方式も用いている。2年開講の「会社法」では、事前に質問項目と簡単な事例を掲げた資料を提示しているが、ま

ず基本的な概念・制度を正確に理解しているかどうかを確認の上、3ないし4個の簡単な事例問題を答えさせることで、具体的事例への当て嵌めをもって理解をより確実なものとしている。2年開講の「会社法演習」では、重要な判例を取り上げ、事実関係の確認と争点の整理を行った上で、争点をより詳しく分析・検討するようにしている。取り上げる判例と設問は事前に提示している。「会社法」「会社法演習」では、対話方式を中心にし、理解が不十分な点は講義形式で説明している。3年次前半の「商事法総合演習」では、研究者教員と実務家教員とが共同で事例問題を作成し、事実を正確に読み取ること、法的問題点を摘示して説得的な解釈論を展開できるようにしている。事例問題は事前に提示し、毎時間2、3人を1グループとした回答者の提示した起案文を学生が中心になって検討・批判するような対話方式で進めている。会社法では、金融商品取引法に関係する事件も増えてきているが、学生には「金融商品取引法」の講義を聴くように勧めるとともに、演習等において、判例等で関係する項目については文献を紹介するとともに、簡単な説明を行っている。なお、商行為法と手形小切手法については、2年次に2単位の授業を設けている。「会社法」「会社法演習」および「商事法総合演習」は複数の教員が担当しているが、同じ教材・試験問題を用い、取り上げるべき項目をできるだけ統一的なものとするよう事前に確認している。

■ 民事訴訟法

民事訴訟法（1年生対象）および発展民事訴訟法（2年生対象）では、共通的な到達目標モデルを参考に作成した講義ノートに沿って、レクチャーを中心にした授業ではあるが、双方向・多方向に留意しながら、できるだけ具体的な事例を使い、板書を多用するよう心掛けている。毎回、授業の初めに前回の授業のポイントを質問し、取り扱った基本的事項（定義・原理原則・条文・判例等）を理解しているかを確認している。また、講義ノートおよび参考書等に書かれていることをただ暗記するのではなく、制度目的、立法趣旨を十分に理解したうえで、常に自分の頭で考える癖を付けるよう指導している。

民事訴訟法演習（2年生対象）では、教員と受講生間、および受講生相互間で、双方向的・多方向的なディスカッションを行うことを中心に、併せて基礎知識の確認も行っている。それ故、受講生の徹底した予習が不可欠となる。教科書を使って当日扱うケース（百選の事案・判旨・解説）を予め読んできてもらったうえで事前に配布済みの質問事項を考えてきてもらうことを前提に、授業中は、それらの確認のための双方向・多方向の質疑応答を中心に授業を進めている。

民事訴訟法総合演習（3年生対象）では、やや高度な論点を含む事例問題および参考資料からなる市販のケースブックを使用するほかは、民事訴訟法演習と同様のやり方で授業を行っている。

■ 刑 法

1年次に配当の「刑法Ⅰ」及び「刑法Ⅱ」については、取り上げるべき項目等を記した司法研究科「到達目標」に依拠してシラバスを作成の上、2名の教員が、同一の教科書を使用し、基本的に同じ進度で授業を進めている。取り扱う項目、判例については、次年度の刑法演習との関連性、継続性の観点から、年度ごとに見直すこととしている。担当教員は、それぞれ、独自のレジュメも用意し、それに沿って授業を実施している。その他、講義に関するインフォメーションや教材は、ホームページやLUNAなどにアップすることによってその都度補充している。また、学習の進度を図るため、学期半ば頃に両クラス共通の小テストを実施している。2年次配当の「刑法演習」及び3年次配当の「刑法総合演習」も2名の教員により基本的には同一の教科書・講義内容で進めているが、これらの科目は、演習形式であるため、毎回学生からの起案、それを巡る討論、教員からの講評・理解度の確認という内容となっている。

■ 刑事訴訟法

刑事訴訟法基本科目の授業は、1年次の刑事訴訟法（講義形式）、2年次の刑事訴訟法演習、3年次の刑事訴訟法総合演習にわたって行われている。これら科目の履修を通じて刑事訴訟法の理論的分析力と適用力を修得させることができるよう、各授業科目の目標を段階的に設定し、シラバス等で学生に周知させている。すなわち、1年次の刑事訴訟法の授業は刑事訴訟法の基礎的概念、制度・条文、原則を理解させることを目標とし、これを前提に、2年次の刑事訴訟法演習の授業では事例問題を素材として問題解決のための理論的枠組みを確実に修得させることを目標とし、3年次の刑事訴訟法総合演習は比較的長文の少し高度な論点を含む事例問題を素材に、理論的枠組みを実際に適用する問題解析力と法適用力を修得させることを目標としている。そのために、1年次の刑事訴訟法では事前に（基礎的問題を選択した）質問票を配布して予習を義務づけ、授業では質問表に基づいて質問、学生の回答、訂正と補足を含む教員の解説という形で双方向授業の工夫をしている。学生の理解と文章力アップのために定期試験の他に中間試験をし、解説の配布や講評会によりフォローをしている。2年次の刑事訴訟法演習と刑事訴訟法総合演習は2名の教員が担当している。授業内容の共通化と水準確保のために、①共通のシラバスを作成して学生に提示し、それに沿って共通の従業を行っていること、②共通の教材（事例問題とレジュメ、参考資料）を作成し、事前に学生に配布したうえで、それに沿って授業を行っていること（予習の範囲や質問もレジュメに記載されている）、③授業の際の学生への質問についても、予め系統的に作成されたレジュメを用いて、基本的にそれに沿って質疑応答形式（いわゆる双方向）の授業を進めていること、④中間試験及び定期試験では統一問題を出題し、採点基準及び試験問題の解説に

についても事前に打ち合わせたうえで、採点の客観性を担保していること、⑤試験後には解説の配布や講評会により理解の定着を図っていることなどの工夫をしている。

ア 教育内容

授業はほぼ例外なく、シラバスに示された教育内容を実施しており、これに齟齬する、あるいはその内容を大きく逸脱するようなものは見られない。学生による授業評価によると、2012 年度春学期の授業評価における質問項目「授業内容はシラバスどおりに進行しましたか」では、「そう思う」が 40.0 %、「強くそう思う」が 37.1%で、77.1%が肯定の回答であり⁵⁷、ほとんど「乖離」はないといえる。もともと、科目によっては、予定された内容を実施できずに補習でそれを補うことも行われているが、この点は今後改善を要する。

イ 授業の仕方

授業の仕方はそれぞれの開講科目の性質、狙い、目的に応じてその態様・方法は異なる。その方法は、「講義＝質問方式」、「事例問題解決方式」、「演習方式」および「臨床（臨場）実習方式」に分かれる。

「講義＝質問方式」は 1 年次の基本科目や基礎法学・隣接科目、先端・展開科目などでみられる。「講義＝質問方式」では、一方的な情報伝達の後、その内容あるいは設問について学生に質問し答えて行く方式と、授業の最後のほうで質問があれば受け付ける方式とがある。法律基本科目および実務基礎科目などでは前者がほとんどであり、基礎法学・隣接科目や先端・展開科目では後者が多い。講義にかえてビデオを用いる授業もあり、学生からも一定の評価を得ている。

「事例問題解決方式」は、おもに教科書として「演習問題集」や教員がまとめた教材用の冊子を与え、対話方式を用いて進めるもの、順次報告制度をとるもの、起案をさせたうえで講評を行うものなどがある。基礎演習や特別演習、法律実務基礎科目のいくつか、あるいは 3 年次の総合演習科目ではこのような方式の授業が多い。

「演習方式」は、あらかじめ設定され、割り当てられたテーマあるいは「演習問題集」にしたがって準備してきた学生が順次報告してゆくという形の授業方法である。少人数で行われる先端・展開科目の授業にみられる。

「臨床（臨場）実習方式」は、実務基礎科目の一部で行われている方法であり、生のケースを教員の指導のもとに学生に実際に担当させたり、シミュレーション事例を用いてロールプレイをさせたりしたうえで、振り返りを行う形の授業方法である。特に SC を活用しての授業は特色の一つである。

⁵⁷ 資料 A14 2012 年度春学期授業評価アンケート結果報告書 20 頁

各学期末には授業評価アンケートが実施され、その内容を各教員が受け止めて、授業内容の改善が図られている。また学期の途中で「中間アンケート」を実施して、学生の声に対応した授業改善を行っている。

ウ 学生の理解度の確認

全ての科目で、シラバスに毎回の授業で行われる内容があらかじめ示されている。ほとんどの科目で、事前課題が出され、受講生にかなりの予習を求めている。

ただし、その要求の程度は、法律基本科目および実務基礎科目において高く、また学生による授業評価でも予習して授業に出た者の割合は相当高い。他方、展開・先端科目では科目によって相当のばらつきがあるものの、やや高いが、基礎法学・隣接科目では予習する比率はかなり低い。

中間レポートや小テストの実施は、ほとんどの法律基本科目および実務基礎科目を中心に増えてきている。これは、学生が法律学の基本的な知識の理解度を確認する上で有効であると思われる。展開・先端科目でも、知識を自分でまとめて示す力を養成するために、レポートを課す授業がある。

学生による授業評価によると、2012 年度春学期の授業評価における質問項目「教員は、学生の理解度を確認しながら授業を進めていましたか」では、「そう思う」が 45.5 %、「強くそう思う」が 32.6%であり、約 78%が肯定の回答であり⁵⁸、理解度の確認が広く行われているといえる。

エ 授業後のフォロー

授業後の質問は各科目ともかなりの時間を使用して対応している。専任教員についてはオフィス・アワーを設けており、学生の利用頻度には差があるものの、対応をしている。オフィス・アワーでは時間が不足してかなりの時間を割く教員も少なくない。試験の解説会については別項目で説明しているが、例えば公法総合演習の事例研究では答案の添削、講評会を実施するなど授業の効果を高める取り組みをしているし、民事裁判実務 I では、中間試験実施後に答案を学生に返却し、解説を行ったうえで、学生自身に答案を自己添削させ、その答案を教員が採点するという手法で、書く力を向上させる取り組みがなされている。

学生による授業評価によると、2012 年度春学期の授業評価における質問項目「あなたは、この授業でわからないことがあれば質問しましたか」では、「そう思う」が 39.3 %、「強くそう思う」が 21.9%であり、約 61%が肯定の回答であり⁵⁹、全体としてはよく質問しているとはいいいにくい。ただ、上記のような点を考慮すると質問をする履修生は多いと言えよう。

⁵⁸ 資料 A14 2012 年度春学期授業評価アンケート結果報告書 20 頁

⁵⁹ 資料 A14 2012 年度春学期授業評価アンケート結果報告書 20 頁

オ 出席の確認

半期2単位の講義では欠席5回以上(半期4単位の場合は10回以上)の場合には学期末試験の受験資格を喪失するとしており、各科目とも出席を確認している。出席の確認の方法としては、座席表を利用する方法、名前を呼ぶという方法の他、出席カードを用いるクラスもある。

カ 授業内の特徴的・具体的工夫

先に挙げたSCを用いた実務科目は他大学ではあまり例を見ないもので、本研究科では初期から導入している(詳細は6-2参照)。パワーポイントを使用する科目は従前には見られたものの、黒板への板書の方が教育効果が高いと経験上明らかとなったため、利用者はほとんどいない。多数は、板書と質問とそれに対する応答により、講義を進めている。しかし、社会保障法のように講義にビデオを利用し、ゲストスピーカーを呼んで話を聞く講義もある。行政法演習では回数は少ないが行政庁への審査請求(口頭公開審理手続)の見学を行なった例もある。

キ 対象学年にふさわしい授業の工夫

まず、講義は体系的に配置されているとともに、同一科目について、学年進行にしたがって講義科目→演習科目→総合演習科目と並べて、順次学習することにより、より理解を深める仕組みをおいており、学生の大部分がこの順序に従って学習している。

(6) 到達目標との関係

シラバスは到達目標を前提として構成されることとしている。必修科目については到達目標とシラバスとの関係を明示する科目もあり、そこでは授業で取り上げる部分と自習に委ねるものが挙げられている。またこの点を講義レジュメで明示している科目もある。

(7) 特に力を入れている取り組み

SCを活用する授業(民事ローヤリングⅠ、Ⅱ、Ⅲ)は、より実務的な感覚及び専門職責任を身につけるため開講されている。また、現職裁判官による刑事模擬裁判では実務家による直接指導がある。公法総合演習では、憲法と行政法の2分野の研究者による共同授業であり、講義担当者全員による毎回事前の研究会を行うことにより充実した内容を提供している。

(8) その他

授業外自習のサポートとしては、以下のものがある。第一は、本学の修了生

である若手弁護士を指導者、アドバイザーとして土曜ゼミを開設している。土曜ゼミについては開設ゼミ数が47ゼミで、合計参加者は183名である。

第二は、教学補佐制度であり、上級生（2年生秋学期の学生または3年生春学期）が下級生（1年生の希望者対象）に対して講義科目について簡単な説明を行い、また質問を受けるといった講座を設けている。毎学期3クラス開設している。

2 点検・評価

(1) シラバスは授業登録の3週間前に提供されており、学生が1年間に受講を予定する科目を十分に検討することができる。シラバスの記載項目は学生の授業準備を行ううえで適切なものであると考える。

シラバスの記述内容(とくに、授業の内容(概要))では少しバラツキがみられるため、もう少し統一をはかることも必要である。成績評価方法では、これまでは「最終試験60%、平常点40%」、「試験の点数に平常点を加味する」といった記述があったが、2007年度からより具体的な成績評価の方法を記載している。

(2) 教材については、担当教員が科目内容に沿って検討し選択されており、特別な問題はない。

(3) 補習の状況について、実施せざるを得ない要因は、履修者の状況(レベル)や取り扱う内容の社会的変化など、いくつかあるが、ある程度の補習はいたしかたないと考えられる。授業内容の見直し等により補習が発生しないよう改善を図っている科目もあるが、補習を削減したり、なくしていくことは今後の課題である。

(4) 授業の実施については、上記で概観したように、全体として、開講科目ごとに工夫した授業がなされており、学生の満足度も高い。たとえば、2012年度春学期の授業評価アンケート集計結果によれば、「教員は、十分に準備をして授業に臨んでいたと思いますか」の設問に対する学生評価の平均は4.3(5段階評価。「強くそう思う」が5で、「そう思う」が4)であり、「双方向、多方向授業の工夫をしていたと思いますか」に対する評価は4.2、「あなたは、この授業によって法的知識や法的思考力(分析力や判断力)が増大しましたか」に対する評価は4.0である⁶⁰。

全体として授業の計画・準備が的確になされており、教育効果も高いと評価できるが、なお、科目によっては、学生の満足度が低い授業もあり、課題を残している。双方向的授業のあり方(とりわけ1年次の法律基本科目においてど

⁶⁰ 資料A5 2012年度春学期授業評価アンケート結果報告書22頁

の程度双方向授業を取り入れるべきであるのか)、純粹未修者に対する教育方法、授業方法の改善に向けた組織的取り組みのあり方など、この間FDでかなり意識的に取り組んできているとはいうものの、今後検討を進める必要がある。

授業の中間段階で行う学生の授業への要望や授業評価アンケートの自由記述欄には、授業計画に改善を求める声もある。現在のところは、その意見をどのようにくみ取って授業に反映させるかは各教員の判断に任されているが、それでよいのかどうかは今後の検討課題である。おおむね、授業内容はよく工夫されており、学生の満足度も高いが、さらなる改善を進める必要がある。

3 自己評定

B

4 改善計画

授業に実施にはまだ改善の余地がある。

法律基本科目および実務基礎科目では、よりきめの細かい指導が計画されている。限られた時間枠で重要な内容を教えるため内容を精選すること、理解力不足の学生への対策を工夫すること、同一科目を複数教員で担当している場合の相互の連携を強めることなどが課題として認識されている。また、授業期間中に行われる中間アンケートの活用や期間後の授業評価結果をふまえた授業の質の向上も、引き続き課題となっており、教務関係委員会や教授会で議論がされている。

6-2 理論と実務の架橋（1）＜理論と実務の架橋＞

（評価基準）理論と実務との架橋を意識した授業が実施されていること。

1 現状

（1）「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

理論教育は法の体系的な理解を主たる目的とし、実務教育は事案の解決プロセスにおける法の応用力の涵養を目指すものである。

本学における理論と実務との架橋を目指した授業とは、体系的知識を学生に獲得させるとともに、各到達段階に応じて、学生に主体的に実務的な事案の分析を行わせる授業であると考え。それは個別科目の中で工夫されるだけでなく、科目間の分担によっても達成される。

このような認識は、本学では教員間でのほぼ共通の認識となっており、カリキュラムの改訂や『到達目標と「共通的な到達目標モデル」～学修の到達度をはかる目安のために～平成24年3月』の策定にあたっては、教務関係委員会および拡大教授会を通じて、研究者教員と実務家教員がともに積極的に議論に参加している。

また、本学では、専任3名、任期制13名の実務家教員が教育に携わっており、充実した実務基礎科目や臨床教育を行っている。そこから法律基本科目の授業に対するフィードバックがなされているとともに、実務基礎科目等においても理論教育の重要性が確認されている。

（2）授業での展開

法律基本科目のうち講義科目において、重要な判例等の事案の分析を行うことはもちろんとして、実務を意識した教育を行っているが、各科目とも十分な時間を割くことが難しい。そこで演習科目において、ゼミ形式を取り入れた判例・事例学習が行われている。3年次の総合演習科目は、重要な判例やより複雑な事案を中心としたゼミ形式の科目である。

実務基礎科目においては、民事裁判実務Ⅰ、Ⅱでは要件事実や裁判手続が実際の実務的教材に基づいて教えられている。刑事裁判実務Ⅰ、Ⅱでは設例や模擬記録等の資料を活用するほか、起案課題も課されている。公法実務Ⅰ、Ⅱでは実務家教員が事例を中心に授業している。臨床科目では、実際の事案やシミュレーション教材が対象となっている。これらの実務系科目では、実務的知識のみでなく、基礎的知識の確認と深化を意識した教材選択の努力が続けられてきた。

基礎法学科目では、たとえば英米法総論では、日本でも生起している法的問題を具体的に取り上げ、受講生からの発表を交えて進行している。

展開・先端科目では、可能なかぎり講義科目と演習科目を用意して（例とし

て「労働法Ⅰ、Ⅱ」と「労働法演習」など)、演習科目を中心に実務を意識した教育を行っている。

(3) 理論と実務との架橋を意識した取り組み

科目融合化の取り組みとしては、公法総合演習が憲法・行政法の研究者の共同授業として実施されている。実務家教員による刑事法総合演習では、事例教材を用いて刑法・刑事訴訟法の両面からの分析を行っている。

研究者と実務家との共同授業としては民事法総合演習Ⅰ、Ⅱがあり、両者のペア授業である。商事法総合演習は研究者教員と実務家教員で打ち合わせをしたうえで各自が1クラスを担当している。

また2010年9月から2013年3月まで計10回(3-7参照)、研究者教員と実務家教員による判例研究会(学生にも公開)を開催している。

(4) 特に力を入れている取り組み

過密なカリキュラムの中で、早期から事実に基づく法的思考力を養うため、2012年度から未修1年対象の基礎演習Ⅰについては実務家教員が担当することとなり、判例の読み方から始めて、判例の事実や結論の妥当性まで、じっくり時間をかけて検討する授業を行っている。

本学は、特に臨床科目の充実やシミュレーション教育に力を入れているが詳しくは次項で述べる。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

従前より、年に5回の拡大教授会(カリキュラム委員会)には任期制実務家教員も参加し、カリキュラムや授業の改善について意見交換してきた。その結果、カリキュラム策定や教材選択など、授業設計の段階から実務家教員が関与する場面が比較的多く、理論と実務との架橋の必要性を共有する環境が作られてきた。

架橋を意識した上記の授業を学生が履修する機会についても、従前、3年次配当の民事法総合演習Ⅰ、Ⅱ、刑法総合演習または刑事訴訟法総合演習、公法総合演習のうちから選択必修科目で2科目4単位を選択することとなっているところ、従前、多くの学生が3科目以上を履修してきた。

1年生の早い段階から架橋を意識した教育を行うことについても、拡大教授会での議論を受けて、実務家教員による基礎演習Ⅰの担当制度を導入し、1年次から事実を重視した分析の重要性を学ばせる体制となった。

実務系科目における理論面の検証と深化については、たとえば民事裁判実務

I を例にあげると、4 人の実務家教員による教材の法理論的な面に関する事前の打ち合わせが相当綿密に行われている。シミュレーション教育とあわせて、理論と実務の架橋を意識した授業は相当充実していると考ええる。

また、両者による共同授業については賛否両論が常にあり、授業設計での意見調整や授業内での役割分担に課題もある。

3 自己評定

A

4 改善計画

拡大教授会（カリキュラム委員会）で、学生および教員の状況に対応して、2013 年度以降のカリキュラムを改正した。本項目に関連しては、既修者として入学してくる者に対する基本の確認と定着および理論と実務の架橋を意識した少人数での演習科目（判例や事例を丁寧に扱う）として、実務家教員による基礎演習Ⅲと研究者による基礎演習が 2013 年度より導入された。

6-3 理論と実務の架橋（2）＜臨床科目＞

（評価基準）臨床科目が適切に開設され実施されていること。

1 現状

（1）臨床科目の目的

本学が臨床科目の開設で達成しようとしている目的は、①法曹としての基本的マインドの修得（紛争解決志向、正義感と倫理感等）、②法曹としての法的思考力を伸ばすこと（基礎知識の定着、事実に応じた規範選択、制度趣旨に根差した解決のための法解釈や事実の探求）、③法曹としての基本的コミュニケーションスキルを伸ばすこと（対人的な信頼の構築、集団的討議、三段論法による論理的な展開など）、④法曹を目指すモチベーションの維持・向上である。

（2）臨床科目の開設状況等

ア 開設科目の内容と位置づけおよび履修状況

臨床科目としては、民事ローヤリングⅠ・Ⅱ・Ⅲ、エクスターンシップ、クリニックA・B、刑事模擬裁判が開設されている。民事ローヤリングⅠは必修であり、さらにその他1科目2単位が選択必修である。

履修者数（上段）と単位取得者数（下段）は次のとおりである。

	2009		2010		2011		2012	
	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
上段：履修者数								
下段：単位修得者数								
民事ローヤリングⅠ	116 112		91 87		77 74		53 52	
民事ローヤリングⅡ		41 41		30 30		36 35		21 20
民事ローヤリングⅢ	8 7		10 10		5 5		11 11	
エクスターンシップ	3 3	21 21	5 5	15 15	1 1	13 13	2 2	10 9
クリニックA	8 8	8 8	8 8	8 8	8 8	8 8	2 2	8 8
クリニックB	2 2	2 2	5 5	5 5	3 3	4 4	1 1	0 0
刑事模擬裁判	18 18		15 15		18 18		11 11	

エクスターンシップでは、春または夏に、集中して2週間（60時間）の法律事務所での実習を行う。

民事ローヤリングⅠは法令や判例の調査に基づく法的メモ（事実の概要、問題の所在、規範の定立、あてはめ、見通しと課題を手短にまとめた文書）の作成、内容証明、和解案などの法的文書の起案や、模擬依頼者（SC）を使った模擬法律事務所（ヴァーチャル・ロー・ファーム、以下 VLF）での模擬法律相談（シミュレーション事案）を扱う。

民事ローヤリングⅡは、同じく SC と学生をグループ分けした VLF を使いつつ、法律相談事案、交渉事案、訴訟上の和解事案の3事例を紛争処理の一連の流れとして扱う。起案課題としては法的メモのほか、訴状、答弁書、和解案などである。

民事ローヤリングⅢは SC と VLF を用いて証拠調べを含めた民事模擬裁判を通して行う。

クリニック A は本学で募集した市民からの実際の法律相談を1学期間、実務家教員の指導のもとで学生が主体となって行う。学生が法律相談を行うため、市民からは同意書を徴取している。

クリニック B は特定の専門分野を担当する実務家教員とともに、1学期間（60時間）、弁護団会議への出席や論点についてのリサーチなどの実習を行う。現在、環境法、労働法、医療法の37分野がある。エクスターンシップやクリニック A・B に関しては守秘義務の観点から誓約書を提出させるとともに、損害賠償保険に全学生が加入している。

刑事模擬裁判は、学生を裁判官、検察官、弁護人に分けて、教員が被告人や証人となって進行するもので、最も時間を掛けて行う第三事件については SC に裁判員になってもらい、裁判員裁判の形式で行っている⁶¹。

イ 履修要件

エクスターンシップについては登録時までの GPA が 2.0 未満の者は登録できないこととなっている。エクスターン先の指導負担を考えた要件である。

ウ 成績評価・単位認定について

臨床科目に共通の成績評価の方法はないが、臨床科目の性質から、平常点・レポートが重視されている。

エクスターンシップでは実習の日誌と実習報告書および担当弁護士からの報告書が重視されている。

民事ローヤリングⅠ・Ⅱ・Ⅲでは、ヴァーチャル・ローファームシステムという WEB 上のプログラムを開発しており、各法律事務所内での打ち合わせ記録や

⁶¹ 資料 A32 「市民が参加する刑事シミュレーション教育」14 頁以下参照

法的メモや和解案などの起案や事案ごとに提出する実習レポート等はこのシステム上で提出される。これらの起案や活動記録は、平常点の構成要素として採点・評価されている。また法律相談や法廷活動では、各部屋に別れる場合も多いため、パフォーマンスについて録画し、教員が平常点をつけるうえで参照している。さらに、民事ローヤリングⅠ・Ⅱ・Ⅲでは、実習に際しての自己評価表とSCによる評価表を実習後に提出させて、録画とあわせて学生のパフォーマンス評価の資料としている。なお、必修科目である民事ローヤリングⅠは中間、期末テストを行うことで、成績評価や単位認定をより厳格適正に行うようにしている。また民事ローヤリングⅡも期末テストを実施して、平常点をあわせた総合評価を行っている。

クリニックAは、法律相談ごとに法的メモ等のレポートを作成させるほか、相談後には適切な事案を選んで全体での検討会を行い、それらによって総合評価をしている。

クリニックBは、弁護士会議等で出された課題の調査や報告書（準備書面の一部となる）、小論文（レポート）の作成などにより成績を評価している。

刑事模擬裁判では、裁判を進行するにあたって直面した問題点や検討した課題についてのレポートの内容を含む平常点と期末テストにより、成績を評価している。

エ 適法性の確保、損害賠償対策

現実の事件を扱うエクスターンシップ、クリニックA・Bについては守秘義務についての誓約書を学生に提出させている。エクスターンシップについては派遣先の指導担当実務家だけでなく、実務家教員もプログラムの実施責任者として監督に関与している。クリニックA・Bについては本学の実務家教員の直接の指導監督下で行われている。クリニックAについては、教育用プログラムであり、学生が直接担当することについて、相談募集段階から明示し、依頼者からの同意書を取りつけている。

実習に参加する学生はすべて損害賠償保険でカバーされている。

オ エクスターンシップ・クリニックの時間割

エクスターンシップは上記のとおり多数の受入先法律事務所を確保しているほか、受入先の理解も十分に得ている。時間割については、春休み期間または夏休み期間の2週間を実習期間とし、実習前のオリエンテーションと実習後の報告会でワンサイクルとしている。実習期間中、履修者は終日受入先法律事務所の業務のサイクルに合わせて生の事件に関与する（指導弁護士の許可を得て発問等を直接行うことも、本学よりお願いしている）が、起案の課題や事案の検討、法的調査、毎日の日誌の作成等のために、夜間や休日をこれにフルに充てている。

クリニック A については法律相談数を確保する努力をしているが、不足する場合には SC の協力をえてシミュレーションの相談を行ったことも過去にはある。クリニック B も含めて学生が主体的な関与をするかなり負担の重いプログラムとなっている。なお、研究者教員による関与は、事案に関して専門が関連する研究者教員に問い合わせるなどの形以外には特にはない。

(3) 特に力を入れている取り組み

本学における最大の特徴は、実働 20 名を超えるボランティアの市民が模擬依頼者や裁判員などとして授業に参加するシミュレーション教育にある。SC は広報などを通じて 2 年に 1 度、一般市民から新規募集し、3 回の研修会を経て、事例説明会に出たうえで授業に参加してもらう。その後も年に 3 回程度の研修会を継続的に行っている。SC は模擬法律相談の依頼者役等を務めることで、模擬事例のリアリティを高めて学生の意欲を強めるだけでなく、その場において、法的な中身についての理解や学生のコミュニケーション上の問題点についての指摘（フィードバック）を行っており、学生の気づきを促す教育的効果をもたらしている。

SC を使っている授業としては、民事ローヤリング I・II・III と刑事模擬裁判である。

シミュレーション教育の利点は、①学習効果の狙いに合わせた教材を作成できること（生の事案では適切な事例が毎回確保できるとは限らないし、手続のコントロールができない）、②学生が自ら弁護士役等として法を使う体験をリアルに経験できること（生の事案では弁護士の補助役に制限される場合が多い）、③SC から学生へのフィードバックがただちに行われることをあげることができる。

また、事例ごとに実習終了後の次の授業は、起案への講評を含めて、事案の進行や解決についての理論的な検証を行っている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

本学は多くの実務家教員を配置し、特徴ある臨床科目を充実させてきた。ことに、2005 年から 2007 年までの 3 年間、文科省の形成支援プログラムに選ばれたことで、シミュレーション教育の医学界や世界のロースクールでの動向に触れるとともに、法に内在する正義の実現の体験を通じて、マインドとスキルを身に着けるといいう上記のシミュレーション教育の理論軸を初期に明確化することができ、その後の手法の発展に大きく寄与した。

また、2007 年度は、シミュレーション授業の学生負担の重さから、学生数が

減少していないにもかかわらず民事ローヤリングⅡの受講者が急減するという危機に瀕したが、扱う事例を減少させて学生負担を減じるとともに、実習に対する振り返りの授業を入れて法理論的な検証を行うことで、学生のシミュレーション教育に対する信頼感を回復することができた。

課題としては、形成支援プログラム終了後、シミュレーション授業は一部実務家教員の専用授業となり、研究者教員の参加がほとんどないこと、公法実務や専門職責任などの科目への応用事例の検討、パフォーマンス評価の評価軸の確立の必要性などがあげられる。

また、学生数の急減に伴ってグループ構成が困難になる事態やクリニック受講者が減少する事態が想定されるため、科目やクラスの統合が必要になる。

3 自己評定

A

4 改善計画

学生数の減少に伴い、科目の統合を進める。具体的には、民事ローヤリングⅢをⅡに統合し、3年春学期の科目とすることで、学生の法的知識のレベルにより適合的な授業とすることを計画している。

また、2014年度から、専門職責任（法曹倫理）において、シミュレーション教育を一部取り入れることを計画している。

第7分野 学習環境及び人的支援体制

7-1 学生数（1）＜クラス人数＞

（評価基準）1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

1 現状

（1）1つの授業を同時に受講する学生数（人数にカウントされる人、されない人の区別も含む）。

本法科大学院における、評価実施年度を含む過去3年分の、開設科目毎の履修登録者数は、資料⁶²の通りである。

（2）適切な人数となるための努力

法律基本科目、実務基礎科目、特別演習科目のクラス毎の履修者数の原則は次のとおりである。教育効果の高い少人数教育を実施するため、カリキュラム編成時に適切な開講クラス数の検討を行なっている。

- ・法律基本科目（1年次・必修） 2クラス開講 1クラス25名以下
- ・法律基本科目（2・3年次・必修）
講義科目4クラス開講、1クラス25名以下
演習科目5クラス開講、1クラス20名以下
その他の法律基本科目は1クラス25名以下
- ・実務基礎科目
「専門職責任」5クラス開講 1クラス20名程度
「民事ローヤリングⅠ」5クラス開講 1クラス20名程度
その他の実務基礎科目は1クラス15名程度
- ・特別演習科目 1クラス10名程度
- ・基礎法学・隣接科目、展開・先端科目では特に履修者数の原則は決めていないが、50名以下を目安としている。

（3）特に力を入れている取り組み
特になし。

（4）その他
特になし。

⁶² 資料 A19 履修者数一覧

2 点検・評価

これまでこの原則はほぼ守られている。ただ、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目（主に司法試験関連科目）の一部で履修者が多数になる科目が発生したため、次の年度より複数クラスを開講するなどして対応してきた。少人数クラスで受講できるよう努力がなされていると評価できる。

3 自己評価 合

4 改善計画

法律基本科目のクラス毎の履修者数については、上記の原則を考慮し、今後も適切な規模を保つようにする。

7-2 学生数(2) <入学者数>

(評価基準) 入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

1 現状

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A)
2011 年度	100 名	90 名	0.90
2012 年度	100 名	45 名	0.45
2013 年度	100 名	34 名	0.34
平均	100 名	56.3 名	0.56

※ 入学者数は各年度5月1日時点(2013年度は4月1日)の人数を記載している。

(1) 過去3年間における入学定員に対する入学者数の割合

入学定員・入学者数は、上掲表の通りである。入学者数は、2011年度～2013年度の平均で入学定員の56%である。なお、入学定員は2011年度より125名から100名に変更している。

(2) 入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

定員充足率が大きく下回っている状況で、かかる施策の必要性はないと考えられる。

(3) 特に力を入れている取り組み

全国的な法科大学院志願者の漸次減少傾向により、ここ数年、本法科大学院への志願者も減少傾向にあり、入学者数も入学定員を下回っている状況にある。2012年度より入試日程を増やすなど入試制度設計の改善につとめ、また活発な入試広報活動を行い状況の回復に努めている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

過去3年間入学定員の110%以下という評価基準を満たしている。

3 自己評定

合

4 改善計画

適正な定員充足率を満たすために、教育の質的向上とともに、引き続き入試制度改革、入試広報活動を展開する。

7-3 学生数(3) <在籍者数>

(評価基準) 在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

1 現状

(1) 収容定員に対する在籍者数の割合

年次	在籍者数
1年次	20名
2年次	37名
3年次	82名
合計	139名

2013年4月1日現在の在籍者数は、上掲表の通りである。本法科大学院の入学定員は100名、収容定員は300名である。定員充足率は1年次20%、2年次37%、3年次82%、合計で46.3%である。ただし、入学定員100名のうち、既修者・未修者の内訳は、既修者50名、未修者50名で既修者は2年次への入学となっている。

(2) 在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力

定員充足率が大きく下回っている状況で、かかる施策の必要性はないと考えられる。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

在籍者は、収容定員を上回っておらず、本項目の基準を充足していると評価できる。

3 自己評定

合

4 改善計画

特になし。

7-4 設備・施設（1）＜施設・設備の確保・整備＞

（評価基準）授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

1 現状

本学西宮上ヶ原キャンパス大学院2号館（地下1階、地上3階）を本法科大学院の専用棟とし、これに加えて隣接する大学院1号館を主に使用している。また全学共用棟、メディア・研究棟（教員の個人研究室が配置されている）、G号館の教室も利用している。

（1）施設・設備の確保・整備状況

ア 施設設備

（ア）大学院2号館（法科大学院専用棟）

a 地下1階

双方向授業が可能なコの字型に座席を配置した座席数57席の教室が1室、机の移動が可能な座席数36席の演習教室が1室、10席の楕円形の和解テーブルと36席の学生席のある民事和解室が1室、座席数10席の多目的室が2室、閲覧席タイプの30席の自習室が1室、ロッカー室（396個）が設置されている。

民事和解室には記録用のカメラ2台と通常のAV設備を整備している。多目的室には模擬実習が行えるように録画用ビデオセットを整備している。また、ロッカーは全学生に貸与している。

b 1階

法律関係の内外の図書資料・雑誌を整備し、コピー機3台、パソコン5台、プリンタ1台を設置した、データベース検索も可能な資料室が1室、48台のパソコンを設置した法情報検索室が1室、パソコン2台、カラープリンタ1台、コピー機1台、スキャナー、ビデオ編集機器を備えた教材準備室が1室、多目的室が1室、設置されている。その他に、研究科長室、事務室、教務補佐室、教員控室、などがある。

c 2階

座席数159席のキャレル（独立型自習机）を設置した大型の自習室1室に加え、座席数34席のキャレルを設置した小型の自習室（2010年増設）がある。

また2階には学生が食事をしたり、談笑したりするためのラウンジがあり、給湯設備もある。

d 3階

双方向授業が可能なコの字型の教室（座席数57席）が1室、通常法廷設備に加え外国法実務に習熟できるよう陪審員席を12席備えた、傍聴席80席

の模擬法廷がある。模擬法廷は、記録・配信用に5台のカメラを設置し、刑事裁判で採用されているビデオリンク方式の証人尋問にも対応できるようにしている。

e その他の設備・施設利用時間

大学院2号館の教室には、いずれも情報コンセントを配置し、基本的なAV設備を整備している。地下1階と3階の階段教室は録画、送信用のカメラも設置している。また、無線LANにも対応している。

大学院2号館の全ての部屋は午前7時から午後11時まで利用でき、授業時間外はカード方式の入館体制をとっている。24時間利用可能にしてほしいという希望する声もあるが、生活のリズム面、またセキュリティ面からも現状で良いと考えている。なお、特定の日を除き年間利用できる。

(イ) 大学院1号館

法科大学院専用棟（大学院2号館）に隣接して、大学院生全体のための大学院1号館（地下1階、地上3階）がある。2010年度、大学院2号館2階と同時期に、1号館の3階に司法研究科生専用のキャレル自習室2室（各25席、45席）を増設した。2号館の増設と合わせて、キャレルは159席から263席となり、全在學生に割り当てることが可能になった。

1号館3階には、他の研究科学生と共用になるが、広いラウンジが設けられており、司法研究科学生もよく利用している。

その他、大学院1号館には、講義室4室、演習室9室が設置されている。大学院1号館の開館時間帯等は、大学院2号館と同様である。

イ 身体障がい者への配慮

設備面で、身体障がい者への配慮は問題なく整っている。また、身体障がい者の入学に際しては、受験段階からヒアリングを行い、施設・設備の改修等の措置が取れるよう学内のシステムが整備されている。

(2) 問題点や改善点

法科大学院棟が全体的にコンパクトな建物なので、相対的にスペースが限られている。そのため、2011年度外部評価委員の報告書にもあるように、事務室や資料室、共同学習室、ラウンジなど、ゆとりのある広さを確保するのが難しい状態である。

その中でも、キャレルの入っている自習室を2部屋増設できたことで、学生の学習状況は大きく改善されたといえる。また、法科大学院棟の各教室は終日開錠し、授業の空き時間は学生に貸出しするなど施設の有効利用がなされている。

(3) 特に力を入れている取り組み

キャレルを増設し、在学生全てに割り当てることが出来るようになったがそれに留まらず、余っているキャレルを、司法試験を目指して大学に来て勉強している修了生にも貸与している。この制度は、修了生からの声に応えて始めたものである。修了生へも貸与することによって管理が煩雑化したが、今後も修了生への施設面での支援を続けていく。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

法科大学院としての基本的な施設は整備されている。大学院2号館（司法研究科専用棟）の中に、事務室や教務補佐室のほか、双方向授業に対応した教室や、模擬法廷、民事和解室等の実務教育に応じた教室、さらに学習をサポートする資料室、法情報検索室および自習室、ラウンジ等がまとめて入っており、基本的には利便性がよいものとなっている。

教室については大学院2号館だけでは賄えず、大学院1号館、メディア・研究棟、全学共用棟などを利用しているが、大学院1号館に関しては渡り廊下で繋がっており、特に不便はない。教員の個人研究室については、大学院1号館と道路をへだてたメディア・研究棟まで行く必要のある点が若干不便であるが、それでも学生はよく教員の研究室まで出かけて質問や相談をしている。

3 自己評定

B

4 改善計画

自主ゼミをするための共同学習室や談話スペースが不足しがちな点、また事務室が狭いために日常的な学生相談に教職員が応ずるスペースが確保できていないという問題はあるので、今後対策について検討したい。

7-5 設備・施設（2）＜図書・情報源の整備＞

（評価基準）教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

1 現状

（1）図書・情報源の確保

本学では、大学図書館、法学部資料室、司法研究科資料室の3箇所、本法学科大学院及び学生の利用に向けた法律図書が収蔵されている。また、法情報検索室にて、データベースでの調査が可能となっている。

キャンパスの中央に位置する大学図書館は、地上3階、地下2階の独立した建物で、現在の蔵書数は約163万冊。蔵書雑誌は、和雑誌、洋雑誌あわせて約30万タイトル。国内外の法律研究書、雑誌等必要な資料類は全て整っている。また土曜、日曜も開館している。大学院生に対して一度に20冊、60日間借り出すことができる。法学部資料室はキャンパスの西にある法学部2階にあり、法律学の基本資料、とりわけ、戦前からの外国文献、判例集などが保管されている。各大学法学部から発行される紀要類のバックナンバーも揃っている。法科大学院生に対して、一度に2冊、1週間借り出すことができる。

そして、司法研究科資料室であるが、法科大学院棟内1階に位置し、主に学生用の学習用資料として、最近発行された教科書や研究書を中心に、法律関係の図書資料・雑誌を整備している。データベースの利用も可能で、室内にはパソコン5台、プリンタ1台を設置している。資料閲覧席は17席設置されており、開室時間の朝7時～夜23時まで利用可能。また、併設のコピー室には、コピー機3台及び裁断機やステープラー等の備品を設置している。

現在資料室の蔵書数は、8,140冊（製本雑誌含む）、学術雑誌107タイトル。資料室前にはリクエストボックスを配置しており、学生からの配架希望図書を受け付けている。リクエストがあった場合、図書委員会にて配架の是非について判断している。

判例検索その他のデータベースに関しては、資料室内のパソコンだけではなく、隣接している、48台のパソコンを設置した、法情報検索室にて閲覧可能。さらに無線LANが整備されている場所であればどこでもインターネットに接続し、閲覧することが出来る。なお法科大学院生が学習生活を送る施設内のほとんどに整備されている。以前問題となっていたパソコン機器の使い勝手の悪さは、PC機器のリプレイスを経て現在では解消されており、快適な利用環境が整っている。

閲覧できるデータベースであるが、全ての学生に、入学時にLEX/DBインターネット、LAW LIBRARYの利用IDを配布している。以上のデータベースは、学外からのアクセスも可能となっている。また、大学図書館が提供している法情

報データベースも、学内で閲覧可能である。なお一部についてはリモート PC 機能で学外からでも利用可能である。学習に必要なデータベースについては、問題なく整備されている。

(2) 問題点と改善状況

以前から資料室のスペースの狭さが問題となっている。資料の充実を計るためには当然相応のスペースが必要になるが、資料室の拡充は現状では難しい。そのため、限られたスペースの中で保管する場所を確保することを今後も検討し、将来的には資料室の拡充も視野に入れている。

前回の自己点検時に課題としていた不明本の発生についてであるが、近年その数が激減している。2009 年度に、学生の自治組織である「クラス連絡会」を中心に、学生たち自らが不明本対策活動を大々的に行い効果を上げた。現在でも学生たち自身による不明本発生防止のための活動は続いており、2012 年度に新たに発生した不明本の数は 2 冊のみ（2012 年 11 月現在）である。図書の貸し出し制度が無い状態で、学生にとって不便な面もあるかと思うが、学生自身が高い意識を持って資料室を利用しているので、その良心のもと、学生と研究科との問題意識の疎通をはかりながら現在の運営方法をとっていくことが可能と考えている。

また、資料室から発行している「資料室だより」についても現在も続けており、教員のコラムや、学生から受けた問い合わせとその回答の一覧、またデータベースの検索方法の詳細についても掲載している。

(3) 特に力を入れている取り組み

(2) に記載した点として、資料の充実とともに保管スペースの確保について検討を重ねている。

(4) その他

特になし

2 点検・評価

2011 年に、資料室内のレイアウトを変更した。今までは入り口に対して背を向けた方向にレファレンスカウンターがあり、スタッフが利用者の様子を伺いにくい配置であったのを、入り口より右手 90 度の方向にレファレンスカウンターを移動させた。その結果利用者が問い合わせしやすい環境が整い、また、スタッフも利用者の様子により気を配れるようになった。

3 自己評定

B

4 改善計画

データベースの充実面をみると、学生が学習する際に必要な環境は整っていると言える。

課題となっているスペースの問題であるが、先にも述べたように、増設等を行うのが現状では難しいため、雑誌のバックナンバー（データベース化されたもの）や古い版の書籍を倉庫へ移す等をして、これからも同様に資料室の充実を計っていきたい。

7-6 教育・学習支援体制

(評価基準) 教育及び学習を支援するための人的支援体制が整備されていること。

1 現状

(1) 事務職員体制

事務職員は、専任職員6名、アルバイト職員2名となっている。教育・学生支援に関する具体的な業務として、履修登録・履修指導・定期試験・成績管理・教室の管理運営等の教務に関する業務、授業・実習・カリキュラム支援等教育支援に関する業務、各種相談(教務・学生主任と連携)を行っている。また、教務補佐4名が事務室とは別室にて常駐し、教材配布、答案返却を行っている。また、資料室における図書管理・運營業務、レファレンスなどは外部委託し3名の派遣員がこの業務にあっている。

(2) 教育支援体制

教務補佐は、大学より割り当てられた予算内で司法研究科が独自に採用し、教育活動の補助業務にあっており、事務職員とほぼ同じ常勤の勤務形態をとっている。主な業務としては、教材やレジユメの印刷、セッティングおよび配付、また、授業で使用するパソコン等の機器の準備、授業の録画等も行っている。教材等の原稿は持参、メール等の方法で依頼すれば迅速に対応している。

2012年11月に実施した「教員の研究教育環境に関するアンケート」⁶³においても教員の評価はよかった。

学習支援体制については「7-8 学生支援体制(2)」において記載している。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

教育支援の人的支援体制は、上記のとおり整備されており充実している。ただし、事務室が狭隘であるため、事務職員の職場環境という点では問題がある。

⁶³資料 A47 教員アンケート集計

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし。

7-7 学生支援体制 (1) 〈学生生活支援体制〉

(評価基準) 学生生活を支援するための体制が備わっていること。

1 現状

(1) 経済的支援

ア 本法科大学院生が利用できる奨学金制度の概要は、Study Information に記載している。

イ 奨学金の採用状況

(ア) 学内の支給奨学金 (2011年度・2012年度実績)	2011	2012
法科大学院特別支給奨学金 (学費全学相当額)	6名	13名
法科大学院第1種支給奨学金 (学費半額相当額)	10名	3名
法科大学院第2種支給奨学金 (学費半額相当額)	66名	56名

(イ) 学内の貸与奨学金

関西学院大学貸与奨学金 (学費相当額)		0名
		(申請者なし)
同上 (学費半額相当額)		0名
		(申請者なし)

(ウ) 学外の貸与奨学金

日本学生支援機構 第1種奨学金 (無利子)	30名	16名
同上 第2種奨学金 (有利子)	11名	7名

2012年度入学より、A日程特別支給奨学金を新設し、学費全学相当額の特別支給奨学生採用枠が大幅に増加し、2012年度入学生のうち全額相当または半額相当の支給奨学金を受給している者がほぼ半数に達している。

(エ) 単位制学費制度

各コースの標準修業年限を越えて在籍した場合、従来は履修する単位数にかかわらず、一律の学費が発生していたが、2013年度より、履修する単位数に応じた授業料を支払う、「単位制学費」制度を導入している。

(2) 身体面において障がいのある者を支援する体制

全学的に、聴覚障がいや学習障がい等を持つ学生への支援は、総合支援センター内の、「キャンパス自立支援室」が行っている。

過去に本法科大学院で聴覚障がいの学生を受け入れたことはないが、キャン

パス自立支援室では、ノートテイカーを派遣しており、障がいを持つ学生が他の学生と同様に授業を受けられる支援を行っている。

今後、本法科大学院に該当する学生が入学してきたときは、「キャンパス自立支援室」との連携をとり、学生のサポートを行っていく予定である。

施設面では、法科大学院棟3階に身障者用トイレを設置しており、大学施設内は全てバリアフリーとなっている。

(3) セクハラ等人間関係トラブル相談窓口

全学的に、キャンパス・ハラスメントの相談を受け付ける相談員を設けており、キャンパス・ハラスメントへの対策を行っている。その案内パンフレットも学生へ配布し周知している。

本法科大学院内でも「人権委員会」が設置されているが、実際に問題が起こった際は、科長室委員会が直接問題解決にあたっている。

(4) 精神面でのカウンセリング体制について

近年、日々の学習や司法試験受験へのプレッシャー等から、精神的に問題を抱える学生が増えてきた。

全学的に、「総合支援センター」が統括して学生支援のカウンセリングを行っているが、入学式後のオリエンテーションで、カウンセラーを派遣してもらい、早い時点から総合支援相談室の利用を促している。

本法科大学院学生の来談数は、2010年度7名、2011年度6名、2012年度(2012年12月現在)1名である。「総合支援センター」だけでなく、学内にある「保健館」でも、定期的(2012年度は木曜日と金曜日)に精神・心療内科医による診療が受けられる。

本法科大学院としては、「担当教員制度」により、教員への相談がしやすくなっている。進級不可のおそれのある者については担当教員による面接が義務づけられている。担当教員による面接が困難な場合は、学生委員会のメンバーが対応している。精神的な問題を抱えた学生については、カウンセリングの専門知識を持った「総合支援センター」の助言や協力を仰ぐようにしている。

他の学生との間でトラブルを起こす学生については、学生委員会が個別に関係者から事情を聴取するなどして対応している。学生のプライバシーに配慮しつつも、問題を抱えた学生については教員間で情報を共有するようにしている。

(5) 問題点及び改善状況

カウンセリング体制については、「総合支援センター」の学生へのアナウンスは入学時に行うのみなので、その後何か問題を抱えたとき、教員にも相談しにくいと感じる学生にとって、支援の手が届きにくい状況があることは否めない。またその存在は知ってはいても、相談に行かないケースも十分考えられるため、

そのような学生に対する配慮も必要となっている。日ごろから教員が学生とのコミュニケーションをよくとり学生の変化を汲み取るとともに、全学的な支援体制との連携を強める必要を感じている。

(6) 特に力を入れている取り組み

ア 意見箱

学生からの苦情や要望を聞くために、意見箱の制度を設けている。顕名での投書を原則としているが、実際には匿名での投書のほうが多い。しかし、匿名の投書についても、ナンセンスなものでない限り回答するようにしている。「意見」と回答内容については、科長室委員会内での検討を経て教授会で事前に確認するようにしている。

イ クラス連絡会

クラス連絡会は、学生の自治組織として発足し、現在は教員と学生の意思疎通を図る場としての意義を有している。毎年春学期と秋学期にクラス委員が選出され、2012年度実績では各学期16名であり、1年生～3年生でバランスよく構成されている。

基本的に年に4回クラス連絡会を開催し、本研究科執行部との意見交換を行っている。学習環境、またカリキュラム等について、何か要望があればクラス連絡会の場で話し合っている。

本研究科からも学生に対して、検討が必要な案件について、意見を求めたり改善を要求したりしている。2009年度には、本研究科施設の資料室にて、蔵書が勝手に持ち出され行方不明になる事件が続発していたが、クラス連絡会が中心となって、啓発ポスターを作成したりスタッフが不在の時間帯に学生が自らレファレンスカウンター内に入って見守る等の活動を行った結果、問題が解決するという成果があった。また、自分たちが日々使う法科大学院棟内の大掃除を自主的に行ったこともある。教員と学生とが親しく何でも話しあえる雰囲気作りにも貢献している

(7) その他

特になし。

2 点検・評価

奨学金制度については、2012年度入試よりA日程入試を新設し、その合格者に対して、学費相当額を支給している。経済面や勉強のモチベーションを保持する面でも有効に働くと思われる。

全学生の約39%、2012年度入学生では約54%の学生が支給奨学金を受給し、学内外の貸与奨学金でも、ほぼ希望どおりに採用となっており、奨学金制度に

については高く評価できるものと考えられる。

また、カウンセリング体制については、(5)でも述べたように、全学的な支援制度を、司法研究科生がどのように利用しているかが見えない状況が生じているので、関連部署との連絡を密に取り合い学生の心のケアができる体制を構築していく必要性を感じている。

3 自己評定

A

4 改善計画

学生委員の教員が中心となってクラス委員である学生との日常的な接触・連絡を強化しつつ、さらに個別でも問題のある学生を早期に発見して、教員、関連部署との間で情報を共有し、カウンセリング等の指導を適切に行う。

7-8 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉

（評価基準）学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

1 現状

（1）アドバイス体制

ア 担当教員制

本法科大学院では、担当教員制度を設けている。入学時、各学生に担任として一人の教員を割り当てている。前制度でも学生をサポートする教員制度を設けていたが、毎年学生の履修する科目によって担当の教員が変動していた。しかし、入学時から修了まで同じ教員が担当であることが望ましいとして、制度変更を行った。現在専任教員一人がおおよそ9名の学生を担当している。勉強のアドバイスをはじめとし、学生生活を送る上での様々な相談が出来るような体制を整えている。

イ オフィス・アワー

専任教員（みなし専任教員をふくむ）が、決められた時間帯または予約制により、学生の相談を受けたり、指導したりする時間を設けており、学生は適宜利用している。なお、現状ではオフィス・アワーの時間帯以外であっても、学生の相談・指導が頻繁に行われており、教員と学生との距離は近いといえる。

ウ 入学前、入学時のガイダンス、オリエンテーション

入学前の希望者に対して入学前ガイダンスを開催し、先輩学生の体験談を聞かせたり、入学までの勉強方法等について説明を行っているほか実際の授業も見学させるなど、合格者が入学前に抱く不安を解消することに寄与している。2012年度から入学試験の機会が従来年1回から3回へと増加したが、各日程の合格者に対してガイダンスの機会を設けている。日程によって参加率が異なるが、合格者で入学手続（入学申込金の納入）を行った者のこの入学前ガイダンスへの参加率は50%～70%程度となっている。

入学時のガイダンスとしては、ロースクールのカリキュラムや学習方法、学習・生活面でのサポート体制について説明するほか、修了生や先輩学生から体験談を聞ける機会を設けている。また、入学式後授業開始までに新入生懇談会を開催することで、教員と学生および学生同士の親交を深めている。

これらのプログラムを通して、円滑にロースクール生活をスタートできるようにしている。

エ 教学補佐制度

上級生が1年次生を対象に、勉強会形式で学習補助を行う教学補佐制度を設けている。教えることは、教える側にとっても勉強になることでもあり、双方にとってメリットは大きい。毎学期5～6名の教学補佐を採用し、憲法・民法・刑法を中心に各科目週1回程度勉強会（講義）を実施している。参加人数は、毎回10名～20名程度である。

オ アカデミックアドバイザー

学習支援制度として、本法科大学院修了生である若手法曹が学習サポート講師（アカデミックアドバイザー）として次のプログラムにおいて在学生の学習支援にあたっている。これらは、教育学習上の大きな支えの一つとなっている。

（ア）土曜ゼミ

本ゼミは、学生が自主的にゼミを組織することを促し、自発的学習を支援することを目的としている。

講師1名が1ゼミを担当し、ゼミ内容はゼミごとに多様であるため、学生が希望する科目・分野と、講師の希望する科目・分野をマッチングし、学生のニーズを考慮し運営されている。また、講師主導型の講座型ゼミも実施している⁶⁴。

（イ）文章力アップ講座

本講座は、学生の文章力を向上させるための課外講座として実施されており、教員が作成した問題や、過去の新司法試験の問題を素材にして、講師が起案添削を行う。また、添削後は、講師ごとに講評を実施し、学生個人別の学習進捗度を確認し、添削評価をフィードバックするなどして、学生の文章力の向上に向けた指導を行なっている⁶⁵。

（ウ）学習サポート相談員

新入生のみを対象としたもので、学生を複数のグループに分け、グループごとに学習サポート講師（9名）が相談員を担当し、学習の進捗確認や、勉強法の相談に対応するなど、担当教員制度を補完するものとして機能している。

（2）学生への周知等

随時、HPにて告知がなされ、学生には十分に周知されている。

（3）問題点と改善状況

学習および学生生活を支援する制度は上記のとおり充実しているが、就職活動や実務を経験せずに入学する者が大半を占めるようになったことから、法曹資格の有無にかかわらず、就職活動で必要とされる社会人基礎力の養成や法曹

⁶⁴ 2012年度開設ゼミ数は47ゼミ、参加学生数延べ183名

⁶⁵ 2012年度参加学生50名、講師25名

以外の進路へのキャリア支援体制の充実が急務であった。

そのために、多様なキャリアを持った法曹、民間企業や公務員の方をゲストスピーカーに招いて講演会を行う「キャリアガイダンス」を年3回～4回実施し、キャリアについて考える機会と情報を提供している。

また、大学のキャリアセンターに、企業訪問時に本法科大学院修了生の求人情報の収集を依頼し、直接本法科大学院に依頼のあった求人情報と合わせて、掲示板、ホームページおよび修了生のメーリングリストから情報を提供している。

2011年度からは、民間企業と提携し、在学生および修了生を対象に、企業法務部インターンシップを実施している。これにより、就職活動や実務を経験していない本法科大学院生も、インターンシップ選考時に履歴書の作成や面接などを体験でき、実務を通して社会人基礎力を身に付ける機会を得られる。

(4) 特に力を入れている取り組み

2012年度から民間企業と提携し、修了生の民間企業への就職状況および就職活動について、2回のセミナーを実施し、その後、1対1のキャリアカウンセリングを経て、上記の企業法務部インターンシップに応募するという「修了生キャリアプログラム」を実施している。また、インターンシップ受入企業を増やすために、民間企業などへの広報活動も行っている。

2012年度に修了生の同窓会公務員部会および企業法務部会を立ち上げ、勉強会や講演会を実施し、キャリア支援を行っている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

学習に関するアドバイス体制は、学生からの意見等を踏まえながら改良を重ねた結果、従前より一層拡充し、一定の成果を上げている。

また、修了後の進路選択・就職に向けた支援として、従来の支援加え、民間企業への就職についても組織的な支援を行っており、法曹以外のキャリアプランについての配慮もなされている。

3 自己評定

A

4 改善計画

学習に関する各種アドバイス体制の一層の充実を目指すとともに、公務員を希望する学生の支援も充実させる予定である。

第8分野 成績評価・修了認定

8-1 厳格な成績評価基準の設定・開示

(評価基準) 厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。

1 現状

(1) 成績評価基準の設定等

ア 法科大学院としての成績評価方針

成績評価について、最終試験だけで評価するのではなく、中間テストや平常点を含めた総合評価を行うことや評価基準をシラバスで明らかにすることについては法科大学院開設当初から合意がある。さらに厳格な成績評価を行うことについて教務関係委員会等で検討を行い、評価基準について2007年度よりシラバスに具体的(定期試験60%、平常点ないしは講義への参加度20%、小テスト20%、等)に明記することとした。

シラバスでは具体的に授業内容を明示しているが、これは到達目標を達成するための内容となっており(この点は6-1でも触れている)、それを確実に学修することによって、法科大学院の学生が修得すべき内容を修得できるものとなっている。

この成績評価基準は、シラバスの「成績評価方法・基準」の欄に、具体的に示されている。以後、毎年シラバス作成時にその旨を担当教員に依頼し、その内容は全科目WEB上のシラバスに掲載している⁶⁶。

また、成績評価の厳格評価と科目間のアンバランス解消のための、2007年7月11日のカリキュラム委員会(拡大教授会)において、合意された事項があるが、これは後述する。

イ 成績評価の考慮要素

上記の成績評価基準では、最終の学期末試験のみではなく、平常点として講義への参加度(出席の有無、教師への質問に対して受け答えが出来たか、その前提としての十分な予習をしているか等)を考慮することを求め、また中間試験も法律基本科目ではほぼすべてで実施している。これらにより、教育のプロセスへの配慮もなされる。

ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

成績評価は、A+ (総合点が90点以上、GPは4.0)、A (80~89点、GPは3.0)、

⁶⁶資料 A4 2013年度司法研究科(法科大学院) Study Information 18頁。および、本法科大学院ホームページ内<<http://ls.kwansei.ac.jp/education/syllabus.html>>参照。

B+ (75～79 点、GP は 2.5)、B (70～74 点、GP は 2.0)、C+ (65～69 点、GP は 1.5)、C (60～64 点、GP は 1.0)、D (0～59 点、GP は 0.0) で基本的には絶対評価である。ただ、A+は特に優秀な場合であることから、多くて1割にとどめるとの合意があるが、それ以外は、教員各自の評価基準に照らして、絶対評価を行っている。

ただし、科目間での評価のアンバランスをなくし、厳格な成績評価を実施するため、2007 年 7 月 11 日のカリキュラム委員会において、つぎの事項を合意事項とした。

第1に、平均点が 70 点程度になるよう授業を行う、とするものである。これは絶対評価で 70 点前後にならない場合でも、平均点を 70 点前後に引き上げることを意味するのではなく、そうなるように授業計画（試験を含む）を立てることであり、成績評価が極端に緩い科目をなくすことも目的の一つである。

第2に、レポートにより最終試験を実施する場合には、明確な採点基準が決めにくいこともあり、成績評価が緩くなりがち傾向があることから、とくに受講生が一定数（20 名を目安）を超えるときには、ほとんどの科目で筆記試験を実施している。現代人権論ではレポートによっているが、これは複数担当者がそれぞれレポートを課す（受講者は複数のレポート作成が要求される）ことによって弊害の除去に努めている。

この点については、2008 年度以降授業担当者に、「原則として筆記試験を実施する。ただし、必修科目、選択必修科目以外の科目については、授業時におけるレポート、小テスト等により学生個別の理解度や習熟度が十分把握できていることを前提として最終試験をレポート形式で実施することを可能とする。なお、この場合でも受講者数が一定数（20 名をめやすとする）を超えるときは、筆記試験を実施する」ことを伝えている。

第3に、2008 年度以降に履修した「エクスターンシップ」、「クリニック A・B」、「民事ローヤリングⅡ・Ⅲ」、「刑事模擬裁判」は、教育内容及び授業科目の内容を考慮して成績評価を 5 段階評価（A+、A、B、C、D）とする。

第4に、特別演習科目群の科目は、教育内容を考慮して、2009 年度からは評価を「合・否」とし、GPA 対象外科目とする。

エ 再試験

再試験については、実施していない。

オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

各教員による成績評価基準については、シラバスの「成績評価方法・基準」の欄に、具体的に示されている。シラバスの「成績評価方法・基準」の欄に、具体的に示され、成績評価の評価項目とその評価割合（例えば、学期末試験 60%、中間試験 20%、講義への参加度 20%など）を記載、公表している。毎年シラバ

ス作成時にその旨を担当教員に依頼し、その内容は科目毎に WEB 上のシラバスに掲載している。

(2) 成績評価基準の開示

ア 開示内容、開示方法・媒体、開示の時期

成績評価基準については、前記(1)オで記述したようにシラバスの「成績評価方法・基準」の欄に、具体的に示され、成績評価の評価項目とその評価割合(例えば、学期末試験 60%、中間試験 20%、講義への参加度 20%など)を記載、公表している。

(3) 成績評価の厳格な実施

ア 成績評価の実施

成績評価の厳格な実施に向けた教授会の決定については(1)ウで述べた。さらに成績評価について、複数教員が担当する科目では、複数教員による複数採点により、より適正化・公正化を図ることや、答案採点に際して氏名をマスクした答案を採点すること、などの方法を採用している科目がある。

さらに厳格化を確保するための手続的手法として、成績評価証提出に際する施策を実施している。

2008年度より成績評価表を研究科長宛てに提出する(事務に提出する)際には、その根拠となる資料(最終試験成績、中間試験成績等シラバスに記載された評価項目について記載されたもの)を作成し、評価の適正化を図っている。

成績分布表は、各学生への成績発表とともに公表しており、全体な成績状況を学生自身が確認できる。また、この成績分布表は教授会に報告され、全教員が情報を共有できる。成績に関する異議申立については8-3の項参照。

なお、従前と比べると減少しているもののが、法律基本科目、実務基礎科目の一部には成績評価の若干甘い科目がある。

イ 到達度合いの確認と検証等

成績評価について、専任教員は必修科目とそれに準じる科目については、定期試験終了後、試験問題の解説を公表し、成績発表後に採点済答案(コピー)の返却を行い、講評会を実施することとしている。この講評会では、出題趣旨とともに多くの学生の誤り等を説明し、どのようなことが今回の試験で到達されるべきかも指摘されている。さらに、講評会は実際には上記対象科目以外でも実施されている。

ウ 再試験等の実施

再試験については、実施していない。

エ 上記ア～ウのような施策の実効性確保のため、ア～ウに記載したもののほか、教務関係委員会での議論を経て教授会への成績評価表提示を毎学期実施し、成績評価に関する議論を深めることとしている。

(4) 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた成績評価の実施を担保するための組織的体制・取り組み

前述のように、成績評価項目毎の内容を明示した文書を添えた成績報告書の提出、最終成績の開示、成績分布表の公開、成績に対する疑義申し立て制度の実施、成績分布表を基にした教務関係委員会での検討とそれを踏まえた教授会への提示、検討が制度化されている。これらの手続き等を経ることにより最終的には教授会での検討により、成績評価の適正さを担保することとしている。

(5) 特に力を入れている取り組み

成績評価は、制度組織面の整備と各担当者の意識改革、及び受講者の視点からのレビューの制度化と実施が必要とされる。成績評価についての制度については既に説明したが、制度は劣化を防止すべく常に見直しと改革が必要である。このため教務関係委員会と教授会でのチェックを常に行うことを行なっている。また、各担当者についても慣れによる意識低下が起きないように、学生による授業評価・異議申立制度の運用と他の教員による成績分布表の評価・検討を丁寧に実施することとしている。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

成績評価の内容については、シラバスで開示されている。

専任教員とみなし専任教員が構成員であるカリキュラム委員会において、成績評価のあり方について数回の話し合いがもたれ、相当の時間をかけて審議された結果として、上のような基準等が定められた。

兼任教員、非常勤講師に対しては、以上のことを文書化したものを、シラバス作成の依頼時に、同時に送付し、すべての教員に対して厳格な成績評価を行うように依頼している。

従来は成績評価の若干甘い科目もあったが、上記の取り組みにより厳格な成績評価に努めた結果、改善されていると考えられる。

3 自己評価

B

4 改善計画

厳格な成績評価について申し合わせがあるとともに、毎学期毎に各科目担当者別の成績評価表を教授会で検討し、実効性をあげてきているもののなお、完全に徹底されているわけではない。このため教務関係委員会での議論を経て教授会での成績評価表に関する議論を深めることとしている。

8-2 修了認定<修了認定等の適切な実施>

(評価基準) 修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定された上で、修了認定が適切に実施されていること。

1 現状

(1) 修了認定基準

ア 修了要件

(ア) 本法科大学院は、修了要件として次のように定めている。

2010年度以降入学生は、①3年以上在学すること、②所定の授業科目について96単位以上を修得することである。

2007年度から2009年度入学生の場合には、①3年以上在学すること、②所定の授業科目について96単位以上を修得することに加え、③「法律基本科目群」の必修科目(未修者24科目、既修者11科目)と選択必修科目(2科目)および「実務基礎科目群」の必修科目(4科目)のうち、半数(未修者は30科目のうち15科目、既修者は17科目のうち8科目)以上の授業科目の成績評価がC+以上であることである。

2006年度以前の入学生については、3年以上在学して、所定の授業科目について98単位以上を修得することが修了要件であった。その後、2007年度以降入学生から成績内容に関する修了要件を新たに設けたのは、成績評価がCであれば一応当該科目についての単位を修得したことになるが、必修科目や選択必修科目の半数以上がC評価の場合、法科大学院修了としての総合的な学力(法律知識や法的判断能力)としては不十分であると考えられるからである。

さらに、上記の改正ではなお系統的学修に改善の余地があるとして2010年度以降入学生については、1年生・2年生に対して進級要件を設け、修了要件では3年生に進級した者が上記所定単位数等を満足すれば修了するものとしたものである。

(イ) 既修者として入学した者は、1年次の「法律基本科目群」の必修科目11科目(30単位)(2013年度入学生は10科目28単位)修得したものとみなし、1年を超えない範囲で在学期間を短縮することができる。既修者は、これ以外の1年次必修科目(「基礎法学・隣接科目群」の英米法総論)を2年次以降で修得することになる。また他の研究科又は大学院で修得した授業科目の単位については選択科目として30単位を超えない範囲で所定の単位数に参入することを認める。但し、この場合修了必要な単位数が93単位を超える場合は、その超える単位数に限り、30単位を超えて参入することができる。

イ 進級要件

本研究科では、以下の(ア)(イ)、のような進級要件を定めている。

進級するためには、各学年終了時において以下の要件を満たす必要がある。要件を満たさない場合は、当該年度に履修した進級要件の対象となる授業科目のうち成績評価がB以上の科目のみを有効とし、C+以下の科目は全て無効とする。また、同一学年で2回要件を満たさない場合は、原則として、退学勧告を行う。

(ア) (1年生→2年生)

法律基本科目の必修科目のうち履修基準年度が1年の科目で、当該年度に履修した科目の1年終了時点の平均GPAが1.5以上あること。

(イ) (2年生→3年生)

法律基本科目及び実務基礎科目の必修科目のうち履修基準年度2年までの科目で、当該年度に履修した科目の2年終了時点の平均GPAが1.5以上あること。

2009年度入学生までは進級要件を設けておらず、1年次の成績内容に関係なく2年に進級できた。しかし、2年次の法律基本科目を履修するためには「先修条件」が定められており、対応する1年次の法律基本科目の単位を修得することが要求されている。このように、1年次の基本的な科目を修得していないと2年次の法律基本科目が履修できないことにより、基礎的な法律知識の修得を前提として次のステップに進むことができるとしていた。しかし、より系統的な学修をすすめるべきことから上記のような改正をした。

(2) 修了認定の体制・手続

研究科長室委員会において進級・修了予定者が所定の修了要件を充足していることを確認し、教授会で研究科長室委員会の提案に基づき、修了認定を行う。

春学期修了時から進級が難しいと思われる学生に対しては、クラス担当教員が面接とを行なうこととし、進級不可者に対しても不可決定後に、クラス担当教員が面接とを行なうこととしている。

(3) 修了認定等基準の開示

修了要件は、「専門職大学院学則」に基づき、「司法研究科(法科大学院) Study Information」に記載し開示している。また、履修確認、成績照会についてはWEB上ででき、その手続き等についても「司法研究科(法科大学院) Study Information」に記載し開示している。

(4) 修了認定等の実施

ア 修了認定の実施状況

(ア) 修了認定

2012年度秋学期の修了認定対象者は、94名である。そのうち修了を認定されたのは、64名(男性45名、女性19名)である。その内訳は、法学既修者36名(男

性24名、女性12名)、法学未修者28名(男性21名、女性7名)である。最多修得単位数は法学既修者と法学未修者を合わせた全体で112単位(既修者108単位、未修者112単位)、最小修得単位数は全体で96単位(既修者96単位、未修者96単位)、平均修得単位数は全体で100.3単位(既修者100.3単位、未修者102.3単位)であった。修了認定されなかった者は、30名(男性19名、女性11名)である。その理由としては、全員必要修得単位数の不足で、休学による在学期間の不足による者はいない。

また、2012年度9月修了認定において、法学未修者6名の修了が認定されている(男性4名、女性2名)。最多修得単位数は142単位、最小修得単位数は96単位、平均修得単位数は104.7単位であった。

イ 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた修了認定の実施を担保するための組織的体制・取り組み

上記の修了認定に関する手続は、研究科長室委員会で修了要件の充足を確認のうえ、教授会で承認している。

(5) 特に力を入れている取り組み

修了認定に関わらず、進級判定において進級が困難と予想される学生に対しては、春学期の成績発表後にクラス担当教員が面接を行い、学習指導、生活指導等を行なうこととしており、実際上もほぼ全員に対して面接を行い、さらに進級不可の決定後にも、同様にクラス担当教員が面接を行い、学習指導、生活指導等を行なうこととしており、実際上もほぼ全員に対して面接を行っている。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

修了認定は、所定の修了認定基準、体制・手続に従って実施されており、特に問題はない。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし。

8-3 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

(評価基準) 成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

1 現状

(1) 成績評価における異議申立手続

ア 成績の説明、試験に関する解説・講評

定期試験の試験に関する解説・講評は、定期試験実施後、約1週間(例:2012年度秋学期の場合は2月18日～22日のI時限～V時限)を講評の期間として、講評会を実施している。この期間中に、科目ごとに、担当者が、試験問題の解説や採点基準の説明等を行っている。

イ 異議申立手続の学生への周知

年2回春・秋学期の各定期試験に対する成績の発表後4日間、学生本人から当該成績に対する異議申立(「成績評価調査申立」)ができ、学生にも周知されている⁶⁷。また、申立の前提として、必修科目およびそれに準じる科目の場合は、採点された答案(原本またはコピー)は本人に返却されることになっている。

(2) 修了認定における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定

所定の単位修得・所定の期間の在学等の修了要件が満たされれば、一律に修了認定がなされ、それ以外に、修了試験等の修了要件はない。仮にこの点や(1)の異議申立制度がある点を踏まえるとしても、やはり「万が一の過誤に対して対応できる体制」は必要なことから、修了認定への異議(「疑義申立」)制度が設けられている。

また、2010年度以降入学の学生について、年度末の各人の平均GPAに基づき進級要件を満たす場合に進級を可能とした。基本的にはGPAによる一律の判断である点や(1)の申立制度があるが、進級認定に対する異議申立制度を設けている。

イ 異議申立手続の学生への周知

修了認定への異議申立制度はStudy Informationにて学生に周知し、手続等についてはホームページ、掲示板によって告知している。

⁶⁷資料A4 2013年度司法研究科Study Information 19頁。本法科大学院ホームページ「在学生の方へ」に所定用紙のフォームがある。

(3) 特に力を入れている取り組み
特になし。

(4) その他
特になし。

2 点検・評価

上記のように、成績評価・修了認定への申立制度があり、進級認定には異議申立制度はない。しかし、進級認定は、「単位積み上げ方式」であり、その時点までの個別成績の総括である GPA を基本とする。そこで、進級認定については特別の異議申立制度は必要ないと考えられる。

3 自己評定

A

4 改善計画

以上の通りであるから、特に改善計画の必要は認められない。

第9分野 法曹に必要な資質・能力の養成

9-1 法曹養成教育

(評価基準) 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が、適切に実施されていること

1 現状

(1) 法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

ア 本法科大学院が考える法曹に必要なマインド・スキルの内容

本法科大学院は、スクール・モットーの《Mastery for Service》(奉仕のための練達)を体現できる法曹、具体的には、「人間性にあふれた問題解決能力のある法曹」の養成を目指している。従って、何よりも「法曹としての使命・責任の自覚」という点について留意しており、授業の中ではもちろんのこと、入学試験説明会、入学試験時の面接試験、入学前ガイダンス、入学式における研究科長式辞とオリエンテーション、そして修了式における研究科長式辞と、入学の時点から修了の時点まで、あらゆる段階で、「何のために法曹になるのか」、「どのような法曹になるのか」という問いかけを、自覚的かつ積極的に学生に投げかけている。また、学外からも実務家を招いて講演会を随時開催し、学生のこの面での問題意識を活性化させようと試みている。

法曹倫理については、実務基礎科目として専門職責任(法曹倫理)を必修科目としており、また民事ローヤリングⅠ・Ⅱ・Ⅲ、エクスターンシップ、クリニックA・B等の科目で、法曹倫理を意識的に取り上げることで、法曹倫理教育の徹底をはかっている。

本学のスクール・モットーである《Mastery for Service》(奉仕のための練達)を体現できる法曹であるためには、何よりも十分な専門的知識と実務法曹としての一定のスキルが必要である。本法科大学院でも、貴法務研究財団が提示している7つのスキルの養成を重視して、その育成と向上に自覚的に取り組んでいる。

以下、スキルごとに本学での取り組みを簡単に整理する。

(ア) 問題解決能力

問題解決能力の養成は特に法律基本科目の演習科目や実務基礎科目で重視しており、演習問題の作成や授業方法の工夫の中で取り組んでいる。また、民事ローヤリングⅠ・Ⅱ・ⅢやクリニックA・B、刑事模擬裁判等、問題解決能力の育成に焦点を当てた科目を開設している。民事ローヤリングでは全国的に注目されている市民ボランティアの模擬依頼人を活用した授業が行われており、依頼者の納得する形での問題解決のあり方が学生に教え込まれている。

(イ) 法的知識

専門的知識については、基本的概念や理論あるいは法制度の仕組みなどの基礎的法知識を1年次の法律基本科目で精密に理解させ、2年次の法律基本科目(演習科目)や実務基礎科目において具体的事案への法適用力や問題分析力を涵養することで、より深く法理論や法制度を理解させて専門的法知識をしっかりと根付かせ、3年次の法律基本科目(総合演習科目)や実務基礎科目で応用力や問題解決能力に磨きをかけ、さらに総合的な法の知識と理解を完成させるという段階的な教育プログラムにより、所定の単位を修得すれば、実務法曹に必要な専門的知識を得ることができるよう、カリキュラムを編成し、教育を実践している。法情報調査力については、法規や判例あるいは文献データにアクセスできる法情報検索室を午前8時から午後11時まで利用可能としており、学生はこれを積極的に利用している。毎年度はじめに教員による新入生全員対象の講習会を実施している。また、民事ローヤリングⅠを必修科目として開設し、実務上必要とされる基本的な調査能力が修得できるようにしている。

(ウ) 事実調査・事実認定能力

法律基本科目中の刑事訴訟法と民事訴訟法で法理論的側面から事実認定の仕組みや証拠能力や証明力についての教育をしており、それを受けて、2年次から3年次にかけて開講されている実務基礎科目の民事裁判実務Ⅰ・Ⅱや刑事裁判実務Ⅰ・Ⅱ、民事ローヤリングⅢ、刑事模擬裁判等の科目で事実認定や証拠評価のあり方、要件事実の捉え方等について、実務家教員による豊富な内容の実践的教育が行われている。

(エ) 法的分析・推論能力

これらの能力についても、上記(ア)、(イ)、(ウ)の項目中に説明した科目の中で自覚的に教育されている。

(オ) 創造的・批判的検討能力

判例・通説だけでなく、それに批判的な視点からの検討を行うことが、特に研究者教員の担当する法律基本科目において留意されている。また、本法科大学院では、基礎法学や外国法・隣接科目を特に重視し、英米法総論を必修としている他、必要修得単位数も多くしているので、これらの能力の養成も怠っていない。

(カ) 法的議論・表現・説得能力

法律基本科目もほとんどが少人数の双方向授業であり、授業そのものが法的議論・表現・説得能力を育成する場となっている。3年次の法律基本科目の総合演習科目では、同様の双方向授業にとどまらず、起案による説得的論述能力

の向上の試みが行われている。また、法的問題を検討するメモや各種法文書を作成する能力の養成については、民事ローヤリングⅠを必修科目として開設し、きわめて少人数で実施しているため（1クラス10名程度）、履修者は相当高い程度のレベルに達していると言われている（エクスターンシップを担当した指導弁護士の多くは、学生の法文書作成能力の高さを評価している）。また、模擬依頼者を活用した民事ローヤリングⅡや刑事模擬裁判では、特に表現・説得能力が訓練される。

（キ）コミュニケーション能力

民事ローヤリングⅠ・Ⅱ・Ⅲ、クリニックA、刑事模擬裁判等では、法律家同士の議論や法律家と素人（依頼人）との会話、証人尋問や被告人質問の模擬体験をすることでコミュニケーション能力の養成をはかっている。SCを活用した民事ローヤリングの授業は法律問題をめぐる素人とのコミュニケーション能力の育成方法の独創的な試みである。

イ 本法科大学院による検討・検証等

教授会とカリキュラム委員会（拡大教授会）で、新入生入学後2、3ヶ月立った時点で、あるいは各学期の成績評価が出た時期に、学生のマインドとスキルを中心に学生の到達水準について議論する機会を設けている。その際、文部科学省の形成支援プログラムに採択された「模擬法律事務所による独創的教育方法の展開」や教育推進プログラムに採択された「先進的シミュレーション教育手法の開発」の実施に伴う研究活動（学内研究会、国内・国際シンポジウム等）により蓄積されてきた成果が議論の中に生かされており、「良き法曹」や「Good Work」の視点がマインドとスキルを議論する際の教員の視点として共有されている。

ウ 科目への展開

法曹倫理は、必修科目として開講された専門職責任（法曹倫理）の授業他、法曹倫理に関連する実務基礎科目の中でも教育しており、この両輪で理論的、実践的な法曹倫理教育を実施している。法曹に必要なマインドの教育は、学生の内心や自覚、意識に関わる領域の問題であるために、授業内外で不断に追求されるべきものであり、個々の授業科目で具体的な到達目標の水準を定めることは難しい。教員は上述した教授会等での議論・検討を通じて共有した本法科大学院の法曹像を道標として、法曹マインドの涵養のための教育を個々の授業の中で実践している。

法曹に必要なスキルについては、上記（1）アの（ア）から（キ）に記述したような内容と方法で個々の授業の中で育成しており、求められるスキルの到達水準は科目ごとにシラバスの「科目の目的と概要」で示している。2009年9

月の「共通的到達目標モデル（第二次案修正案）」との対照表を用いて、授業で取り上げる項目と自学自習に委ねられる項目との対照表を学生に配布して、学習の参考資料として提供もしている。

エ 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容

上述してきたマインドとスキルの養成への取り組みの上で、授業科目のすべてについて、詳細なシラバスを出しており、シラバスの「科目の目的と概要」で各科目の到達目標を明示しており、その「目的」に照らして、授業テーマとして修得すべき具体的内容（テーマ）が「各回の授業内容」中に具体的に示されている。そして、2010年に公表された「共通的到達目標モデル案（第二次修正案）」と各授業で取り上げる内容との関係を示した冊子⁶⁸を学生に配布しており、授業で取り上げる内容と自習に委ねられる内容とが明確に区別されているので、学生の自習の指針となっている。

（2）法曹に必要なマインド・スキルの養成状況

法曹に必要なマインドとスキルの育成は、中心的には、授業の中で追求されるべきものであり、「第5分野カリキュラム」の各項目に記載した通り、本法科大学院は、目標とする法曹像に対応した授業科目を整備し、そのような授業を提供できる資質と能力を備えた教員が担当する体制を整えている。そして、実際の授業が教育目標に照らして適切な内容となっているかどうかを客観的に検証するために、定期的に教員間で相互に検討する機会を設けている。具体的には、学期末の教授会と拡大教授会で当該学期の成績状況について議論する機会を設けてマインドとスキルの両面で学生の到達水準と課題を検討しており、またFD活動の一環として春学期と秋学期には授業参観ウィークとその後の教員間の懇談会を設定してマインドとスキルの教育の質向上を図っている。これらの機会が法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育の具体的内容とあり方を教員が考え、それを授業に生かす契機となっている。

（3）国際性の涵養

本法科大学院は、アメリカの5つのロースクールと提携しており、過去に2名の学生が留学した（1名は修了生で、ニューヨーク州の法曹資格取得。1名は在学生）。また、授業科目中にも英米法その他、アメリカ法関係の授業科目を設置し、英語教育にも配慮しているが、司法試験合格率の低迷の中で、これらの科目の受講生が減少している。

（4）特に力を入れている取り組み

⁶⁸ 資料 A46 到達目標と「共通的な到達目標モデル」

特になし。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

以上のように、本法科大学院では、個々の教員の授業においても組織全体としても、法曹に必要なマインドとスキルの養成を自覚的、組織的、継続的に追求しており、そのような全体的な取り組みの中で、マインドとスキルの育成を主たる目的とする科目（専門職責任、民事ローヤリングⅠ・Ⅱ・Ⅲ、刑事裁判実務Ⅰ・Ⅱ、クリニックA・B、エクスターンシップ等）を必修あるいは選択必修科目として開設し、科目横断的にも法曹としてのマインドとスキルの育成が追求されている。国際性の涵養についても、高いレベルにあると考えている。

また、民事ローヤリング等の上記の科目に対する学生の勉学意欲も強く、実務家教員の献身的な努力もあって、その満足度も高い。ただ、学生には、これらの科目の学習が司法試験と必ずしも直結しないとの認識が一部にある。学生に対する履修指導を工夫するなどして、学生の学習意欲が低下することを防止する必要がある。

なお、法律基本科目への実務家教員の参加については、民事法総合演習Ⅰ・Ⅱで実施されており、また特別演習科目の内、基礎演習Ⅰ・Ⅲを実務家教員が担当しており、研究者教員の担当科目と実務家教員の担当科目の相互乗り入れを拡大している。

3 自己評定

A

4 改善計画

法曹のマインドとスキルの養成という点で本法科大学院の教育は相当程度充実していると考えているが、その更なる充実のため本法科大学院附属の法律事務所（関学法律事務所）の創設を検討し始めている。国際性の涵養については、学生の問題意識を喚起する取り組みをしなければならない。また、研究者教員の実務基礎科目への参加の可能性も検討する必要がある。